

# 川崎市地域防災計画 震災対策編

(令和元年度修正)

## 新旧対照表

### 修正素案

総務企画局危機管理室



編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	27	1	5	1		第1節 川崎市 (中略) 16 災害救助法に基づく被災者の救助	第1節 川崎市 (中略) 16 災害救助法の運用	・災害救助法の救助実施市の指定に伴い、業務大綱の修正
震災対策編	27	1	5	2		第2節 神奈川県 (中略) 12 災害救助法に基づく被災者の救助(救助実施市の区域を除く)及び連絡調整	第2節 神奈川県 (中略) 12 災害救助法に基づく被災者の救助	・災害救助法の救助実施市の指定に伴い、業務大綱の修正
震災対策編	28	1	5	4		関東農政局 (神奈川県拠点)	関東農政局 (神奈川支局)	微修正(時点修正・名称変更等含む)
震災対策編	31	1	5	6		日本赤十字社(神奈川県支部) 1 医療救護 2 <u>こころのケア</u> 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務	日本赤十字社(神奈川県支部) 1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 血液製剤の供給 4 義援金の受付及び配分 5 その他応急対応に必要な業務	日本赤十字社救護規則が改正されたため
震災対策編	32	1	5	7		第7節 指定地方公共機関 (中略) (一社)神奈川県バス協会、東急バス(株)、京浜急行バス(株)、小田急バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、神奈川中央交通(株)、(一社)神奈川県トラック協会、(一社)神奈川県タクシー協会 1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策 3 <u>災害対策用物資の輸送確保</u> 4 警戒宣言時のバスの運転規制措置及び広報  【上記統合に伴い、(一社)神奈川県トラック協会の項目は削除】  (公社)神奈川県医師会、(一社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会、(公社)神奈川県栄養士会 1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供	第7節 指定地方公共機関 (中略) (新規)、東急バス(株)、京浜急行バス(株)、小田急バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、神奈川中央交通(株)、(新規) 1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策 (新規) 3 警戒宣言時のバスの運転規制措置及び広報  (公社)神奈川県医師会、(一社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会、(新規) 1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供  (一社)神奈川県トラック協会 1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	神奈川県地域防災計画の修正等に伴う修正  指定地方公共機関の「自動車運送機関(新設)」の枠組みで整理されたため  県栄養士会が指定されたため(風水害対策編は平成30年度修正で反映済み)
震災対策編	33	1	5	8		第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (中略)  (神奈川県バス協会の項目は削除)  社会福祉施設管理者 1 防災用施設の整備、 <u>避難確保計画や非常災害対策計画の作成</u> 及び避難訓練の実施 2 入所者の保護及び安全確保 3 災害時要援護者に関すること  学校法人 1 避難施設の整備、 <u>避難確保計画の作成</u> 及び避難訓練の実施 2 災害時の文教対策	第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (中略) (一社)神奈川県バス協会 1 災害時の応急輸送対策 2 バスの運転規制措置 3 警戒宣言時のバスの運転規制及び広報 4 旅客の避難及び誘導  社会福祉施設管理者 1 防災用施設の整備(新規)及び避難訓練の実施 2 入所者の保護及び安全確保 3 災害時要援護者に関すること  学校法人 1 避難施設の整備(新規)及び避難訓練の実施 2 災害時の文教対策	防災基本計画、関連法及び神奈川県地域防災計画の修正等に伴う修正  神奈川県バス協会は指定公共機関へ移行  要配慮者利用施設の避難確保計画等の作成が義務付けられたため

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	37	2	1	1		7 崖崩れによる被害をなくすため、 <u>急傾斜地崩壊対策事業</u> の促進を国・県へ要請するとともに、防護工事や危険地域への建築物の立地規制等を積極的に進める。	7 崖崩れによる被害をなくすため、 <u>急傾斜地崩壊防止対策事業</u> の促進を国・県へ要請するとともに、防護工事や危険地域への建築物の立地規制等を積極的に進める。	事業名の誤字を修正
震災対策編	39	2	1	4		第4節 総合的な耐震対策等の促進 1 一般建築物の災害予防対策【まちづくり局】 住宅の耐震性を高めるために、木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度、 <u>マンション耐震診断事業助成制度及びマンション耐震改修等事業助成制度</u> 等を活用すること、また、特定建築物の耐震性を高めるために、特定建築物等耐震改修等事業助成制度を活用すること、耐震診断義務化沿道建築物の耐震性を高めるために、 <u>耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度</u> を活用することにより、市民の生命、身体及び財産の保護を図る。 (中略)	第4節 総合的な耐震対策等の促進 1 一般建築物の災害予防対策【まちづくり局】 住宅の耐震性を高めるために、木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度及びマンション耐震診断・改修工事等助成事業制度等を活用すること、また、特定建築物の耐震性を高めるために、特定建築物等耐震改修等事業助成制度を活用すること、耐震診断義務化沿道建築物の耐震性を高めるために、 <u>耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度</u> を活用することにより、市民の生命、身体及び財産の保護を図る。 (中略)	・マンションの制度名を、46ページの文章と同様になるよう文言を修正 ・令和元年度から、耐震診断義務化沿道木造建築物耐震診断士派遣制度を廃止したため。
震災対策編	40	2	1	4		(中略) (資料編 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱) (資料編 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱) (資料編 川崎市マンション耐震診断事業助成制度要綱) (資料編 川崎市マンション耐震改修等事業助成制度要綱) (資料編 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱)	(中略) (資料編 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱) (資料編 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱) (資料編 川崎市マンション耐震診断事業費用助成制度要綱) (資料編 川崎市マンション耐震改修工事等事業助成制度要綱) (資料編 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震改修工事助成金交付要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱)	・令和元年度に要綱の改正に伴う、名称の修正及び要綱の廃止
震災対策編	40	2	1	5		第5節 オープンスペースの確保 1 公園緑地の確保【建設緑政局】 公園緑地は、市民のいこいの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、震災時には、避難場所、避難路、市街地の延焼防止、 <u>道路等の復旧に供するオープンスペースとしての機能</u> を持っている。 また、ヘリポート・緊急車両の配置や救急医療など救援活動や物資集積等の拠点、 <u>災害廃棄物の仮保管場所、応急仮設住宅の建設用地</u> としても重要な役割を果たすものである。そこで、国・公有地の積極的活用、国の交付金の活用等により引続き整備・拡充を図り、 <u>防災機能向上に向けて</u> 公園緑地のオープンスペースの確保等に努めるとともに、 <u>大規模な公園緑地</u> については、再整備等にあって防災機能の向上に努める。	第5節 オープンスペースの確保 1 公園緑地の確保【建設緑政局】 公園緑地は、市民のいこいの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、震災時には、避難場所、避難路、市街地の延焼防止などの機能を持っている。 また、ヘリポート・緊急車両の配置、救急医療など救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たすものである。そこで、国・公有地の積極的活用、国の交付金の活用等により引続き整備・拡充を図り、公園緑地のオープンスペースの確保に努めるとともに、 <u>広域避難場所に指定されている公園緑地</u> については、再整備等にあって防災機能の向上に努める。	発災時における公園の防災機能と役割について改めて整理がなされたことからその内容を反映した。
震災対策編	40	2	1	5		2 市民防災農地の確保 震災時の市民の一時避難場所又は <u>応急仮設住宅建設用地</u> ・復旧用資材置場として、(省略)	2 市民防災農地の確保 震災時の市民の一時避難場所又は仮設住宅建設用地・復旧用資材置場として、(省略)	直前の「1 公園緑地の確保」の項目において公園の役割に「応急仮設住宅の建設用地」を追加したため、用語を統一した。

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	45	2	2	4		<p>(中略)</p> <p>(2) 耐震診断、耐震改修に関する普及、啓発 昭和56年以前に建てられた木造住宅や分譲共同住宅（マンション）や特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物などのうち、一定規模以上の建築物）の耐震化の促進のため、リーフレット等を区役所等に備えるとともに、<u>防災フェア等</u>を通じて、耐震診断や耐震改修等の耐震対策の啓発を図る。</p> <p>(3) 耐震診断、耐震改修に関する相談窓口の開設 まちづくり局<u>防災まちづくり推進課</u>、一般財団法人川崎市まちづくり公社及び川崎市住宅供給公社に～</p>	<p>(中略)</p> <p>(2) 耐震診断、耐震改修に関する普及、啓発 昭和56年以前に建てられた木造住宅や分譲共同住宅（マンション）や特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物などのうち、一定規模以上の建築物）の耐震化の促進のため、リーフレット等を区役所等に備えるとともに、<u>防災フェアや相談会等</u>を通じて、耐震診断や耐震改修等の耐震対策の啓発を図る。</p> <p>(3) 耐震診断、耐震改修に関する相談窓口の開設 まちづくり局<u>建築管理課</u>、一般財団法人川崎市まちづくり公社及び川崎市住宅供給公社に～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談会は現在実施しておらず、今はダイレクトメールの送付にて啓発を行っている</li> <li>・令和元年度の組織再編による窓口名の変更</li> </ul>
震災対策編	46	2	2	4		<p>(中略)</p> <p>震相談窓口を常設するとともに、建築関係団体の協力を得て臨時窓口等を開設し、市民からの相談を受け付ける。</p> <p>(4) 住宅の耐震化の促進のための支援制度 木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度、マンション耐震診断<u>事業助成制度及びマンション耐震改修等事業助成制度</u>や上記啓発活動等の支援制度を活用することにより、住宅の耐震化の向上の促進を図る。</p> <p>(5) 特定建築物の耐震化の促進のための支援制度 特定建築物等耐震改修等事業助成制度や上記啓発活動等の支援制度により、特定建築物の耐震化の促進を図る。</p> <p>(6) 耐震診断義務化沿道建築物の耐震化の促進のための支援制度 <u>耐震診断が義務付けられた沿道建築物について、耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度を活用し、耐震化を促進する。</u></p> <p>(7) 耐震診断・改修を促進するための関連団体等との連携 耐震診断・改修を促進するための組織体制の整備と県及び関連団体との連携を図る。</p> <p>(資料編 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱) (資料編 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱) (資料編 川崎市マンション耐震診断事業助成制度要綱) (資料編 川崎市マンション耐震改修等事業助成制度要綱) (資料編 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱)</p>	<p>(中略)</p> <p>震相談窓口を常設するとともに、建築関係団体の協力を得て臨時窓口等を開設し、市民からの相談を受け付ける。</p> <p>(4) 耐震化の促進のための相談会の開催 各種研究機関や建築関係団体の協力を得て、木造住宅所有者に向けて耐震性の向上のための講習会を行う。</p> <p>(5) 住宅の耐震化の促進のための支援制度 木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度及びマンション耐震診断事業費用助成制度や上記啓発活動等の支援制度を活用することにより、住宅の耐震化の向上の促進を図る。</p> <p>(6) 特定建築物の耐震化の促進のための支援制度 特定建築物等耐震改修等事業助成制度や上記啓発活動等の支援制度により、特定建築物の耐震化の促進を図る。</p> <p>(7) 耐震診断義務化沿道建築物の耐震化の促進のための支援制度 <u>耐震診断が義務付けられた沿道建築物について、耐震診断義務化沿道木造建築物耐震診断士派遣制度や耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度を活用することにより、平成31年3月までに報告ができるよう耐震診断を促す。また、耐震性が不足している建築物の所有者に対しては、耐震化の啓発等を行い、耐震診断義務化沿道木造建築物耐震改修助成金や耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度を活用し、耐震化を促進する。</u></p> <p>(8) 耐震診断・改修を促進するための関連団体等との連携 耐震診断・改修を促進するための組織体制の整備と県及び関連団体との連携を図る。</p> <p>(資料編 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱) (資料編 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱) (資料編 川崎市マンション耐震診断事業費用助成制度要綱) (資料編 川崎市マンション耐震改修工事等事業助成制度要綱) (資料編 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震改修工事助成金交付要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度に要綱の改正に伴う、名称の修正及び要綱の廃止</li> <li>・耐震診断義務化沿道建築物について、耐震診断の報告期限である平成31年3月が過ぎたため、文言を修正</li> </ul>

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	50	2	2	7		1 転倒防止対策 (1) ブロック塀、組積造の塀等の転倒防止【まちづくり局】 (中略) オ ブロック塀等の安全点検について、広報誌等を活用して啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレットを配布し、知識の普及を図る。 <u>カ 避難所に通じる道路及び公園等に面したブロック塀等の撤去を支援する。</u>	1 転倒防止対策 (1) ブロック塀、組積造の塀等の転倒防止【まちづくり局】 (中略) オ ブロック塀等の安全点検について、広報誌等を活用して啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレットを配布し、知識の普及を図る。 (新規)	ブロック塀等撤去促進助成金の取組みを追記。(ブロック塀の安全確保に関する国交付金を活用するため、交付要件である地域防災計画に明記)
震災対策編	59	2	4	3		1 市民防火意識の高揚と協力組織の確立 (1) 少年消防クラブの育成指導 中略 (2) みんなが消防士事業の実施 中略 (3) 幼年消防クラブの育成指導 中略 (4) 地域防災スクール事業の実施 中略 (5) 一般家庭における初期消火等の推進 中略 (6) 消火ホースキットの普及啓発 中略	1 市民防火意識の高揚と協力組織の確立 (1) 婦人消防隊の育成指導 <u>平素の火災予防意識を高揚するために、次の組織を通じて、家庭における火災予防の徹底と地域ぐるみの自主防災体制の万全を図る。</u> ア 川崎市婦人消防育成検討委員会(消防局) イ 地区婦人消防隊委員会(各消防署単位) ウ 家庭婦人消防隊(町内会、自治会単位) (2) 少年消防クラブの育成指導 中略 (3) みんなが消防士事業の実施 中略 (4) 幼年消防クラブの育成指導 中略 (5) 地域防災スクール事業の実施 中略 (6) 一般家庭における初期消火等の推進 中略 (7) 消火ホースキットの普及啓発 中略	婦人消防隊が解消される予定のため。
震災対策編	61	2	4	5		4 特別高度救助隊等の充実強化 大規模災害や特殊災害に対応するため、高度な技術、資機材を有する特別高度救助隊を中心に特別救助隊、水難救助隊及び航空救助の充実強化を図る。	4 特別高度救助隊等の充実強化 大規模災害や特殊災害に対応するため、高度な技術、資機材を有する特別高度救助隊、高度救助隊を中心に特別救助隊、水難救助隊及び航空救助の充実強化を図る。	高度救助隊から特別高度救助隊に名称変更したため。
震災対策編	70	2	8	2		(中略) (資料編 緊急交通路指定想定路線及び緊急輸送道路一覧表) (資料編 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱)	(中略) (資料編 緊急交通路指定想定路線及び緊急輸送道路一覧表) (資料編 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震改修工事助成金交付要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱)	・令和元年度に要綱の改正に伴う、要綱の廃止
震災対策編	75	2	9	4		1 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の設置 防災ネットワークづくりのため、避難所ごとに自主防災組織のほか、PTA、子ども会等、様々な分野で活躍している人たちが団体を構成員とした「避難所運営会議」の設置を推進するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の設置を推進する。	1 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の設置 防災ネットワークづくりのため、避難所ごとに自主防災組織のほか、PTA、子ども会、婦人消防隊等、様々な分野で活躍している人たちが団体を構成員とした「避難所運営会議」の設置を推進するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の設置を推進する。	婦人消防隊が解消されたため。

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	75	2	9	4		※表中 ○構成（平常時） 自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等 ○役割（平常時） 災害時の避難所運営の検討を行い、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。 啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちや団体を結ぶネットワークを形成する。 ○構成（災害時） 自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等	※表中 ○構成（平常時） 自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等 ○役割（平常時） 災害時の避難所運営の検討を行い、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。 啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちや団体を結ぶネットワークを形成する。 ○構成（災害時） 自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等	婦人消防隊が解消される予定のため。
震災対策編	81	2	11	1		(2) 消防ボランティア 消防活動等に関する知識と経験を有する元消防職（団）員等で構成されるボランティアで、各消防署を通じて、平時の防災啓発のほか、災害時の消防活動の支援等を行う。	(2) 消防ボランティア 消防活動等に関する知識と経験を有する元消防職（団）員や婦人消防隊員等で構成されるボランティアで、各消防署を通じて、平時の防災啓発のほか、災害時の消防活動の支援等を行う。	婦人消防隊が解消される予定のため。
震災対策編	89	2	14	2		1 海岸保全施設の点検・整備 (1) 防潮堤 防潮堤については、老朽化による機能不全を防ぐため、計画的に維持管理をし、老朽化した施設の改修、補修を行う。 <del>削除</del>	1 海岸保全施設の点検・整備 (1) 防潮堤 防潮堤については、老朽化による機能不全を防ぐため、計画的に維持管理をし、老朽化した施設の改修、補修を行う。 <u>また、最大クラスの津波を想定した防護水準の確保を検討していく。</u>	最大クラスの津波は、ソフトで対応する（近くの津波避難施設に逃げる）との方針が既に決定しているため、防護水準の確保＝ハード整備という考え方がなくなったため。
震災対策編	100	2	17			<u>第17章 災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等【総務企画局危機管理室】</u>  <u>第1節 神奈川県等との連携体制の構築</u> <u>市は、災害救助法第2条の2第1項の救助実施市（平成31年4月1日指定）として、その権限と責任を踏まえ、円滑かつ迅速な救助の実施に向けて、平時から、国、神奈川県、他の救助実施市及び関係団体等との積極的な情報共有、意見交換等を進め、連携体制の構築を図る。</u>  <u>第2節 救助の実施体制の整備</u> <u>市は、迅速かつ的確な救助を実施できるよう、必要なマニュアル等の整備や訓練等を実施するとともに、災害救助法の目的や制度の理解等の人材育成の取組を推進し、救助の実施体制の整備を図る。</u>	(新設)	・救助実施市の指定に伴い、国、県、他の救助実施市等との連携関係の構築、市の救助実施体制の整備に向けて、予防計画を追記。
震災対策編	101	3	1	1		第1節 川崎市災害警戒体制 1 設置基準等 市内で震度5弱又は5強の地震があったときは第2章第2節に定める基準により職員を配備して災害警戒体制を確立する。参集した職員は、情報収集を行うとともに、状況に応じて災害応急対策活動を実施するものとする。	第1節 川崎市災害警戒体制 1 設置基準等 市内で震度4又は5弱の地震があったときは第2章第2節に定める基準により職員を配備して災害警戒体制を確立する。参集した職員は、情報収集を行うとともに、状況に応じて災害応急対策活動を実施するものとする。	参集基準変更のため

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	101	3	1	1		第2節 川崎市災害対策本部 地震により、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合、直ちに災害対策を行うための組織について、次に定める。 1 設置基準 市長は、次にあたる場合、災害対策を実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、川崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。 (1) 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき（川崎市又は気象庁が設置した計測震度計による）	第2節 川崎市災害対策本部 地震により、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合、直ちに災害対策を行うための組織について、次に定める。 1 設置基準 市長は、次にあたる場合、災害対策を実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、川崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。 (1) 市内で震度5強以上の地震を観測したとき（川崎市又は気象庁が設置した計測震度計による）	参集基準変更のため
震災対策編	103	3	1	2		10 区本部 各区本部は、分掌事務の実施について必要な防災計画を定めるとともに、本部会議の方針に基づき、区の総合的な災害対策を実施するものとする。 なお、区本部に区本部事務局を置き、事務局長は副区長をもって充てる。 <u>(1) 設置基準</u> 市長は、災害対策本部を設置したときは、各区に区本部を置くものとし、各区長は、遅滞なく災害対策本部規程に定める各班を編成し、活動体制を確立する。 <u>(2) 構成員</u> <u>(3)～(5)</u>	10 区本部 各区本部は、分掌事務の実施について必要な防災計画を定めるとともに、本部会議の方針に基づき、区の総合的な災害対策を実施するものとする。 なお、区本部に区本部事務局を置き、事務局長は副区長をもって充てる。  (1) 構成員 (2)～(4)	震災においては、災害対策本部が設置された場合は、原則として、全ての区に区本部を設置する運用としており、地域防災計画、区本部の設置基準を明確化し、川崎市災害対策本部規程第5条第1項との適用関係を整理するとともに、区長の設置義務を明確化するため
震災対策編	105	3	1	2	表や図の修正あり(別添)	図・表①		区本部体制変更のため
震災対策編	108	3	2	2	表や図の修正あり(別添)	図・表②		参集基準変更のため
震災対策編	108	3	2	2		東海地震に関連する情報発表時（中略） ※令和元年5月31日より気象庁により「南海トラフ地震臨時情報」が発表される仕組みが運用されたことに伴い、当面の間、表中の「東海地震に関連する調査情報（臨時）」は「南海トラフ地震臨時情報」に読み替えて運用するものとする。	東海地震に関連する情報発表時（中略） ※平成29年11月1日より気象庁により「南海トラフ地震に関連する情報」が発表される仕組みが運用されたことに伴い、当面の間、表中の「東海地震に関連する調査情報（臨時）」は「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」に読み替えて運用するものとする。	名称変更のため
震災対策編	142	4	4	1		2 区本部保健衛生・福祉班の役割	2 区本部医療・衛生班の役割	区本部体制を変更したため。
震災対策編	143	4	4	1		4 地域の医療関係団体等との連携（中略） (7) 川崎地区ケア輸送連絡会 川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。 <u>(8) 日本赤十字社神奈川支部</u> <u>日本赤十字社神奈川支部は、災害救助法第16条に基づく救助又はその応援に関する業務を行う。</u>	4 地域の医療関係団体との連携（中略） (7) 川崎地区ケア輸送連絡会 川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。	日本赤十字社神奈川支部と、災害救助法第16条に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約を締結したため。
震災対策編	146	4	4	1		削除	なお、診療所が被災を免れ、診療所を開院する場合には、地域の医療資源の過不足状況、医療救護隊の編成状況等について、川崎市医師会を通じて十分確認した上で決定する。	各診療所は再開が第一目標であり、診療所を開院する際に医師会を通じた確認・決定等は行わないため。 (医師会会員間で共有済み)

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	146	4	4	1		<p>7 災害時情報伝達体制の整備</p> <p>市は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。</p> <p>なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」に登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、FAX、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部に報告し、代行入力を依頼する。そのため、区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からEMISの入力体制を整備するものとする。</p>	<p>7 災害時情報伝達体制の整備</p> <p>市は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。</p> <p>なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」に登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、FAX、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部医療・衛生班又は保健医療調整本部に報告し、代行入力を依頼する。そのため、区本部医療・衛生班又は保健医療調整本部は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からEMISの入力体制を整備するものとする。</p>	区本部体制を変更したため。
震災対策編	146	4	4	1		<p>（資料編 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目） （中略） （資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定） <u>（資料編 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書）</u></p>	<p>（資料編 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目） （中略） （資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定）</p>	日本赤十字社神奈川県支部と、災害救助法第16条に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約を締結したため。
震災対策編	148	4	4	2		<p>2 市外の医療関係団体等 （中略）</p> <p>なお、医療ボランティアは、第4部第5章第7節に基づき受入体制を構築し、災害規模等に応じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行う。医療ボランティアが、保健医療調整本部に設置する医療ボランティア本部を通さずに、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部保健衛生・福祉班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとする。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとする。</p>	<p>2 市外の医療関係団体等 （中略）</p> <p>なお、医療ボランティアは、第4部第5章第7節に基づき受入体制を構築し、災害規模等に応じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行う。医療ボランティアが、保健医療調整本部に設置する医療ボランティア本部を通さずに、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部医療・衛生班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとする。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとする。</p>	区本部体制を変更したため。
震災対策編	155	4	5	6	表や図の修正あり(別添)	図・表③		活動拠点等の追加 （風水害編との整合性を合わせるため）
震災対策編	163	4	6	5		<p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 勤務時間内</p> <p>区長は、勤務時間内に川崎市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は発生した地震が震度5強以下であっても開設が必要と認められる場合には、開設準備のために避難所へ職員を派遣する。派遣された職員は、施設の安全確認、避難スペースの確保等の開設準備を行い、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れる。</p> <p>なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、区長の指示に基づき、施設管理者が代行して避難所を開設する。</p> <p>(2) 勤務時間外</p> <p>避難所運営要員は、夜間・休日等、勤務時間外に川崎市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、発生した地震が震度5強以下であっても開設の必要があり、参集を指示された場合には、あらかじめ指定された避難所へ参集し、施設の安全確認等の開設準備を行い、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れる。</p>	<p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 勤務時間内</p> <p>区長は、勤務時間内に川崎市内で震度5強以上の地震が発生した場合又は発生した地震が震度5弱以下であっても開設が必要と認められる場合には、開設準備のために避難所へ職員を派遣する。派遣された職員は、施設の安全確認、避難スペースの確保等の開設準備を行い、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れる。</p> <p>なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、区長の指示に基づき、施設管理者が代行して避難所を開設する。</p> <p>(2) 勤務時間外</p> <p>避難所運営要員は、夜間・休日等、勤務時間外に川崎市内で震度5強以上の地震が発生した場合、又は、発生した地震が震度5弱以下であっても開設の必要があり、参集を指示された場合には、あらかじめ指定された避難所へ参集し、施設の安全確認等の開設準備を行い、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れる。</p>	動員基準の変更に伴う修正

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	177	4	9	2		(削除)	第2節 食料等の供給 (中略) 4 災害救助法適用の災害が発生した場合の措置 災害救助法適用の規模の災害が発生した場合で、食料等が不足する場合、市長は県知事に食料調達を要請をし、県知事が調達した食料を配分するものとする。	・災害救助法の資源配分に関する項目は、第4部17章において総括的な記載を追記するため、左記記述を削除。
震災対策編	179	4	9	3		(削除) 5 物価の安定、物資の安定供給	第3節 生活必需品等の供給 (中略) 5 災害救助法適用の災害が発生した場合の措置 災害救助法適用の規模の災害が発生した場合で、生活必需品等が不足する場合、市長は県知事に物資調達の要請をし、県知事が調達した生活必需品等を配分するものとする。 6 物価の安定、物資の安定供給	・災害救助法の資源配分に関する項目は、第4部17章において総括的な記載を追記するため、左記記述を削除。
震災対策編	183	4	10	1		(別表1「応急危険度判定機材の配置倉庫一覧」内 1、2行目) 川崎区 第4庁舎B1Fシャワー室 川崎区宮本町3-3 (削除)	(別表1「応急危険度判定機材の配置倉庫一覧」内 1、2行目) 川崎区 雷工ビル 川崎区宮本町3-4 川崎区 南部防災センター 川崎区小田7-3-1	微修正(時点修正・名称変更等含む)
震災対策編	186	4	11	2	表や図の修正あり(別添)	図・表④		本部規定の改定に伴い、修正を行う。
震災対策編	187	4	11	3		2 具体的な対応 次の対応により、基本方針の内容に適合した災害廃棄物等の処理を推進するものとする。 (1) 処理方法	2 具体的な対応 次の対応により、基本方針の内容に適合した災害廃棄物等の処理を推進するものとする。 (1) 自区内処理	自区域内での処理が困難な場合は民間事業者を含む他都市への支援依頼等を検討するため。
震災対策編	188	4	11	3		イ 災害廃棄物 (中略) (イ) 市の事業として行う解体撤去は、市が民間事業者による解体撤去と仮保管場所または処理施設への運搬を発注する。	イ 災害廃棄物 (中略) (イ) 市の事業として行う解体撤去は、市が民間事業者による解体撤去と仮保管場所への運搬を発注する。発注は、市と業者との間の直接契約とする。	災害廃棄物等処理実施計画の中で、解体撤去による廃棄物の処理については、できる限り仮保管場所を経由せず処理施設に直接搬入することとしたため。
震災対策編	189	4	11	3		(初動期) 【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定	(初動期) 【災害廃棄物処理班】(庶・指・政・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(指・政) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理計画の更新	発災後には災害廃棄物の処理方法やスケジュール等をまとめた実行計画に基づき、処理を行うため。
震災対策編	189	4	11	3		(応急期) 【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定	(応急期) 【災害廃棄物処理班】(庶・指・政・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(指・政) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理計画の更新	発災後には災害廃棄物の処理方法やスケジュール等をまとめた実行計画に基づき、処理を行うため。
震災対策編	189	4	11	3		(復旧・復興期) 【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定	(復旧・復興期) 【災害廃棄物処理班】(庶・指・政・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(指・政)	発災後には災害廃棄物の処理方法やスケジュール等をまとめた実行計画に基づき、処理を行うため。
震災対策編	190	4	11	4		災害廃棄物処理計画担当 ① 災害廃棄物発生量の推計 ② 災害廃棄物処理実行計画の策定	災害廃棄物処理計画担当 ① 災害廃棄物発生量の推計 ② 災害廃棄物処理計画の更新	発災後には災害廃棄物の処理方法やスケジュール等をまとめた実行計画に基づき、処理を行うため。

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	196	4	11	4		(3) 推計発生量（1日あたり） 避難所帯 発生～0.5ヶ月 合計224	(3) 推計発生量（1日あたり） 避難所帯 発生～0.5ヶ月 合計244	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	198	4	11	4		3 事業系一般廃棄物 (1) 推計発生量 (中略) イ 推計発生量（1日あたり） 事業系一般廃棄物の推計発生量 約193 t / 日 ・一日発生量＝発生原単位－（発生原単位×（被害棟数÷総棟数）） ・193t / 日 ÷ 327＝（327 t ×（102, 017棟 ÷ 249, 368棟））	3 事業系一般廃棄物 (1) 推計発生量 (中略) イ 推計発生量（1日あたり） 事業系一般廃棄物の推計発生量 約193 t / 日 ・一日発生量＝発生源単位－（発生原単位×（被害棟数÷総棟数）） ・193 / 日 t ÷ 327＝（327 t ×（102, 017棟 ÷ 249, 368棟））	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	199	4	11	4		○し尿発生量の推計 (中略) 2 発生量推計式 ・避難所からのし尿発生量推計式 一日発生量＝〔発生原単位〕×〔避難人口〕部地震想 ・災害用トイレからのし尿発生推計量〔発生原単位〕×〔トイレ基数〕×60（1基あたり使用人数） ・携帯トイレ発生推計量 〔発生原単位〕×〔避難人口〕－〔災害用トイレからのし尿発生推計量〕	○し尿発生量の推計 (中略) 2 発生量推計式 ・避難所からのし尿発生量推計式 一日発生量＝〔発生原単位〕×〔避難人口〕部地震想 ・災害用トイレからのし尿発生推計量〔発生源単位〕×〔トイレ基数〕×60（1基あたり使用人数） ・携帯トイレ発生推計量 〔発生源単位〕×〔避難人口〕－〔災害用トイレからのし尿発生推計量〕	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	206	4	13	1		第1節 行方不明者・遺体の捜索 (中略) 1 行方不明者・遺体の捜索 災害による行方不明者の捜索については、区、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとする。周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の捜索については、原則として災害発生から10日以内に完了させなければならない。なお、11日目以降も行方不明者の捜索を行う必要があるときは、期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。	第1節 行方不明者・遺体の捜索 (中略) 1 行方不明者・遺体の捜索 災害による行方不明者の捜索については、区、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとする。周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の捜索については、原則として災害発生から10日以内に完了させなければならない。なお、11日目以降も行方不明者の捜索を行う必要があるときは、期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、 <b>県知事</b> を通して内閣総理大臣に協議する。	・救助実施市の指定に伴い、国と直接調整を実施するため、「 <b>県知事</b> を通じて」を削除。
震災対策編	208	4	13	2		第2節 遺体の取扱い【区、県警察、健康福祉局】 (中略) (6) 遺体の処理期間 災害の発生から原則として10日以内に実施するものとする。なお、11日目以降も遺体の処理を行う必要があるときは、期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。	第2節 遺体の取扱い【区、県警察、健康福祉局】 (中略) (6) 遺体の処理期間 災害の発生から原則として10日以内に実施するものとする。なお、11日目以降も遺体の処理を行う必要があるときは、期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、 <b>県知事</b> を通して内閣総理大臣に協議する。	・救助実施市の指定に伴い、国と直接調整を実施するため、「 <b>県知事</b> を通じて」を削除。
震災対策編	208	4	13	3		第3節 火葬【健康福祉局生活衛生課、建設緑政局霊園事務所】 (中略) 4 火葬の実施期間 災害発生の日から原則として10日以内に完了するものとする。なお、11日目以降も遺体の火葬を行う必要があるときは、期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。	第3節 火葬【健康福祉局生活衛生課、建設緑政局霊園事務所】 (中略) 4 火葬の実施期間 災害発生の日から原則として10日以内に完了するものとする。なお、11日目以降も遺体の火葬を行う必要があるときは、期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、 <b>県知事</b> を通して内閣総理大臣に協議する。	・救助実施市の指定に伴い、国と直接調整を実施するため、「 <b>県知事</b> を通じて」を削除。

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	208	4	13	2		<p>7 遺族への対応 区長は、遺族に対する窓口を設置し、相談、事情聴取、埋火葬手続きの説明等を行う。</p> <p><u>8 応援要請</u> 市長は、関係団体及び業者に対し、遺体の安置、保存、搬送について協力を求めるものとする。</p> <p>(資料編 川崎市と川崎葬祭具協働組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目) (資料編 川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目) (資料編 川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目) (資料編 川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目) (資料編 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書)</p>	<p>7 遺族への対応 区長は、遺族に対する窓口を設置し、相談、事情聴取、埋火葬手続きの説明等を行う。</p>	<p>第2節遺体の取扱いの最後に、(資料編 日本赤十字社神奈川県支部との災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約)を追加併せて、第3節火葬の最後にある4つの資料編について第2節の最後に移管する。</p>
震災対策編	209	4	13	3		<p>5 応援要請 市長は、協定及び「神奈川県広域火葬計画」等に基づき、県に広域火葬を要請する。また、<u>近隣自治体に対し、火葬について協力を求めるものとする。</u></p>	<p>5 応援要請 市長は、協定及び「神奈川県広域火葬計画」等に基づき、県に広域火葬を要請する。また、<u>関係機関、業者及び近隣自治体に対し、遺体の安置、保存、搬送、火葬について協力を求めるものとする。</u></p> <p>(資料編 川崎市と川崎葬祭具協働組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目) (資料編 川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目) (資料編 川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目) (資料編 川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目)</p>	<p>第2節遺体の取扱いの最後に、(資料編 日本赤十字社神奈川県支部との災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約)を追加併せて、第3節火葬の最後にある4つの資料編について第2節の最後に移管する。</p>
震災対策編	211	4	14	4		<p>第4節 勤務時間外における教職員体制 教職員(非常勤職員を除く)は、勤務時間外に、川崎市内のいずれかの地域に震度6弱以上の地震が発生した場合は、学校が定めた防災体制に基づき、可能な通勤手段を講じて自動参集する。</p>	<p>第4節 勤務時間外における教職員体制 教職員(非常勤職員を除く)は、勤務時間外に、川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合は、学校が定めた防災体制に基づき、可能な通勤手段を講じて自動参集する。</p>	<p>参集基準の変更に伴う修正</p>
震災対策編	213	4	15			<p>災害救助法に基づき、<u>市は被災者の居住の安定を図るため、被災した住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与を実施する。</u> また、被災者の一時的な居住先として。公営住宅等を提供する。</p>	<p>災害救助法に基づき、<u>県から委任された事務又は県が実施する救助の補助として、市は、住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与に関して、県の業務を支援し、被災者の居住安定を図る。</u> また、被災者の一時的な居住先として。公営住宅等を提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助実施市の指定により、本市が主体的に救助を実施するため</li> <li>・災害救助法の救助の種類名称に統一。</li> </ul>
震災対策編	213	4	15	1		<p>第1節 <u>被災した住宅の応急修理【まちづくり局住宅整備推進課】</u> <u>災害により被災した住宅が応急的に修理すれば居住可能となる場合に、必要最小限の修理を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</u></p>	<p>第1節 住宅の応急修理 県が実施する救助の補助又は県から委託された事務として、<u>県の「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」に基づき、被災住宅を応急的に修理する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法の救助の種類名称に統一。</li> <li>・各節のリード文は制度の概要説明に統一。</li> <li>・関係団体との協力関係を明記。</li> </ul>

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	213	4	15	1		(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書(全国木造建設事業協会)) (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建設業協会)) (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建築士事務所協会)) (資料編 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書(神奈川県電気工事工業組合))	(新規)	救助実施市の指定に伴い、新たに協定を締結したため。
震災対策編	213	4	15	2		第2節 障害物の除去【 <u>まちづくり局住宅整備推進課</u> 】 <u>災害により</u> 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、 <u>協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</u>	第2節 障害物の除去 県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、県の「 <u>神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル</u> 」に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を行う。	・各節のリード文は制度の概要説明に統一。 ・関係団体との協力関係を明記。
震災対策編	213	4	15	2		(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書(全国木造建設事業協会)) (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建設業協会)) (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建築士事務所協会))	(新規)	救助実施市の指定に伴い、新たに協定を締結したため。
震災対策編	213	4	15	3		第3節 応急仮設住宅の供与【 <u>まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課</u> 】 民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅(賃貸型応急住宅)及び建設した応急仮設住宅(建設型応急住宅)の被災者への供与を、 <u>協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</u>	第3節 応急仮設住宅 県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、県の「 <u>神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル</u> 」に基づき、民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅(民賃借上げタイプ)及び買取方式若しくはリース方式により建設した応急仮設住宅(建設タイプ)を被災者へ供与する。	・災害救助法の救助の種類 の名称に統一。 ・各節のリード文は制度の概要説明に統一。 ・関係団体との協力関係を明記。 ・災害救助法等担当者全国会議において、修正のとおり新たな案が内閣府より示されたため。

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	214	4	15	3		<p>1 建設型応急住宅</p> <p>(1) 対象者 (中略)</p> <p>(2) 住宅仕様 <u>神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、必要に応じて内閣総理大臣と協議し、仕様を定める。</u></p> <p>(3) 建設用地 <u>建設用地の候補となる公有地等を取りまとめた応急仮設住宅建設候補地データベースを定期的に更新・見直すとともに、関係部局間でその情報を共有する。</u> <u>また、建設用地を選定するにあたっては、原則として、応急仮設住宅建設候補地データベースの中から適当な用地を選定することとし、必要に応じて、その他の公有地、私有地も確保する。</u></p> <p>(4) 供与期間 建築工事完了後、2年以内とする。<u>(内閣総理大臣との協議により、変更される場合あり)</u></p> <p>(5) 要配慮者に対する配慮 応急仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。</p> <p><u>(6) 大規模災害時の神奈川県全域での公平・迅速な供与</u> <u>神奈川県の広域調整の下で、「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」に基づき、建設型応急住宅を供与する。</u></p>	<p>1 建設タイプ</p> <p>(1) 対象者 (中略)</p> <p>(2) 住宅仕様 「<u>神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル</u>」による。</p> <p>(3) 建設用地 応急仮設住宅建設場所を選定するにあたっては、原則としてあらかじめ定めた「<u>応急仮設住宅建設候補地</u>」の中から、<u>適当な用地を選定</u>する。ただし、これにより難しいときは適当な公有地、私有地とすることができる。</p> <p>(4) 供与期間 建築工事完了後、2年以内とする。<u>(内閣府と県の協議により、変更される場合あり)</u></p> <p>(5) 災害時要援護者に対する配慮 応急仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上述のとおり呼称が変更される予定のため。</li> <li>・上述の内閣府告示228号が修正され、住宅の仕様については地域の実情等に応じて設定することとなり、現在、県や横浜市、相模原市とともに建設団体と協議・調整しながら、住宅の標準仕様等の作成を進めているため。また、仕様等の決定においては、内閣総理大臣との協議が必要のため。</li> <li>・平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時要援護者という用語が要配慮者に置き換わったため。</li> <li>・応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画と県の広域調整について追記。(資料4の「検討・確認の視点」における指摘に対する修正を兼ねる)</li> </ul>
震災対策編	214	4	15	3		<p>(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書(プレハブ建築協会))</p> <p>(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書(全国木造建設事業協会))</p> <p>(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書(日本木造住宅産業協会神奈川支部))</p> <p>(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建設業協会))</p> <p>(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建築士事務所協会))</p> <p>(資料編 災害時における応急対策を行うための協定書(川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会))</p> <p>(資料編 災害時における応援に関する協定(川崎建設業協会))</p> <p>(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書(神奈川建設重機協同組合))</p>	<p>(資料編 災害時における応急対策を行うための協定書(川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会))</p> <p>(資料編 災害時における応援に関する協定(川崎建設業協会))</p> <p>(資料編 災害時における応急対策を行うための協定書(神奈川建設重機協同組合))</p>	<p>救助実施市の指定に伴い、新たに協定を締結したため。</p>

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	214	4	15	3		2 賃貸型応急住宅 (1) 対象者 建設型応急住宅と同じ。 (2) 借上げ条件 神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、必要に応じて内閣総理大臣と協議し、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。 (3) 供与期間 賃貸借契約による。(最長2年間の定期借家契約。ただし、内閣総理大臣との協議により、変更される場合あり)	2 民賃借上げタイプ (1) 対象者 建設タイプと同じ。 (2) 借上げ条件 市や不動産団体から県が意見を聴取し、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。 (3) 供与期間 賃貸借契約による。(最長2年間の定期借家契約。ただし、内閣府と県の協議により、変更される場合あり)	・上述のとおり呼称が変更される予定のため。 ・上述の内閣府告示228号より、借上げ条件については地域の実情等に応じて設定することとなり、現在、県や横浜市、相模原市とともに不動産団体と協議・調整しながら、具体的な借上げ条件の検討を進めているため。また、借上げ条件等の決定においては、内閣総理大臣との協議が必要なため。
震災対策編	214	4	15	3		(資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書(神奈川県宅地建物取引業協会)) (資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書(全日本不動産協会神奈川県本部)) (資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書(全国賃貸住宅経営者協会連合会))	(新規)	救助実施市の指定に伴い、新たに協定を締結したため。
震災対策編	221	4	17			第17章 災害救助法【総務企画局危機管理室】	第17章 災害救助法【健康福祉局庶務課】	・所管課を「総務企画局危機管理室」へ修正。
震災対策編	221	4	17		(削除)		災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。市は、適切な救助活動が実施されるよう災害救助法の適用基準をもとに、法の適用申請を行う。	・頭書き部分を削除。同記載を踏まえ、第4部17章第1節に追記。
震災対策編	221	4	17	1		第1節 災害救助法に基づく救助の実施等 1 救助実施市としての救助の実施等 災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。 市は、災害救助法第2条の2に基づく救助実施市(平成31年4月1日指定)として、その権限と責任を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、円滑かつ迅速に災害救助法に基づく救助を行う。	第1節 災害救助法の実施 1 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助は、国からの法定受託事務として県知事が実施する。 ただし、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができない場合は、市長は災害救助法の規定による県知事が行う救助の補助として着手し、その状況を速やかに県知事に情報提供するものとする。	・第1節のタイトル修正。 ・救助実施市の指定に伴い、県が実施する旨の記載を削除。 ・災害救助法の目的を踏まえ、救助実施市の権限・責任と他機関との連携の重要性等追記。
震災対策編	221	4	17	1		2 災害救助法の適用 市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。	2 県知事が救助の実施に関する事務の一部を市が処理することとする場合には、その事務の内容及び期間を市に通知し、市長が実施する。	・救助実施市の指定に伴い、事務処理特例制度の適用に関する部分を削除。市長、危機管理監の役割を明記。
震災対策編	221	4	17	2		第2節 災害救助法の適用基準 災害救助法施行令第1条に基づく本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。	第2節 災害救助法の適用基準 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市内における適用基準は次のとおりである。	・表現の修正。

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	222	4	17	4		<p>第4節 大規模な災害における神奈川県等との連携等</p> <p>市は、市域及び市域以外の市町村の区域に渡る大規模な災害が発生した場合は、市の備蓄や市独自の協定等を活用した迅速な救助を行うとともに、神奈川県が定める資源配分計画に基づく連絡調整のもと、神奈川県及び他の救助実施市と連携しながら、円滑かつ迅速に救助を行う。</p>	<p>第4節 災害救助法の適用要請</p> <p>1 健康福祉局長は、震災による被害が災害救助法適用基準に該当したとき、又は該当すると予測されるときは、市長の承認を得て、県知事に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を要請する。</p> <p>2 健康福祉局長は、当該災害に災害救助法が適用されたときは、各局長及び区長にその旨を通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助実施市の指定により、第4節は全部削除。</li> <li>・資源配分における県の広域調整権を踏まえ、新たに追記。</li> </ul>
震災対策編	222	4	17	5		<p>第5節 救助の内容</p> <p>1 救助の種類並びに救助の程度、方法及び期間等</p> <p>(1) 救助の種類</p> <p>① 避難所、応急仮設住宅の供与 ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ④ 医療及び助産 ⑤ 被災者の救出 ⑥ 被災した住宅の応急修理 ⑦ 学用品の給与 ⑧ 埋葬 ⑨ 死体の捜索 ⑩ 死体の処理 ⑪ 障害物の除去</p> <p>(2) 救助の程度、方法及び期間等</p> <p>救助の程度、方法及び期間、弁償並びに救助の事務を行うのに必要な費用については、川崎市告示に定める基準による。</p> <p>ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。</p> <p>(資料編 救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用)</p>	<p>第5節 救助の内容</p> <p>1 救助の種類</p> <p>「災害救助法施行細則による救助の程度等」(県告示)における救助の種類は次のとおりである。</p> <p>(1) 避難所、応急仮設住宅の供与 (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 被災した住宅の応急修理 (7) 学用品の給与 (8) 埋葬 (9) 死体の捜索 (10) 死体の処理 (11) 障害物の除去 (12) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助の種類だけでなく、一般基準等を追記するため、節の名称を修正。</li> <li>・救助の程度等を追記するため、救助項目の各ナンバリングを修正。</li> <li>・(1)の柱書は削除。</li> <li>・輸送及び賃金職員等の雇用は救助の種類ではないため、削除。</li> <li>・救助の程度等に係る基準について(2)を追記。</li> </ul>
震災対策編	223	4	17	5	表や図の修正あり(別添)	<p>2 応急救助の実施方法等</p> <p>救助の具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。</p> <p>(表については、「図・表⑤」のとおり)</p>	<p>2 応急救助の実施</p> <p>災害救助法が適用となり、県知事から処理することとなる事務の内容等が通知された場合には、救助に関する事務の一部を市が行う。具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。</p> <p>(表については、「図・表⑤」のとおり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助実施市の指定に伴い、事務処理特例の規定は適用されないため、関係箇所を削除。併せて表現の修正。</li> </ul>
震災対策編	223	4	17	6		<p>第6節 従事命令、協力命令、施設の管理、物資の収用等</p> <p>市長は、真に必要なやむを得ないと認めるときは、災害救助法の規定に基づき、医師等の特定の者を救助に関する業務に従事させ、若しくは被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させ、又は特定の施設を管理し、土地、家屋、物資、物資の保管を命じ、若しくは物資を収容し、必要な人員、物資、施設の確保に努め、救助を実施する。</p>	<p>第6節 費用の負担</p> <p>災害救助法が適用された場合、前節に掲げた各種の救助に要する費用は、神奈川県が支弁する。ただし、市が救助に関する事務の一部を行うこととした場合又は県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合には、市が一時繰替支弁することがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の説明であるため、削除。</li> <li>・同節に強制権の発動について追記。</li> </ul>
震災対策編	243	6	1	2		<p>第2節 計画の方針</p> <p>(中略)</p> <p>※平成29年11月1日から、東海地震に関連する情報の発表は実施されず、異常現象が覚知された場合は気象庁が「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとなっている。また、令和元年5月31日から、「南海トラフ地震に関する情報」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとなっている。このことから、本計画においては、当面の間「東海地震に関する調査情報(臨時)」を「南海トラフ地震臨時情報」に読み替えて運用することとする。</p>	<p>第2節 計画の方針</p> <p>(中略)</p> <p>※平成29年11月1日から、東海地震に関連する情報の発表は実施されず、異常現象が覚知された場合は気象庁が「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとなっている。このことから、本計画においては、当面の間「東海地震に関する調査情報(臨時)」を「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」に読み替えて運用することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称変更のため</li> </ul>

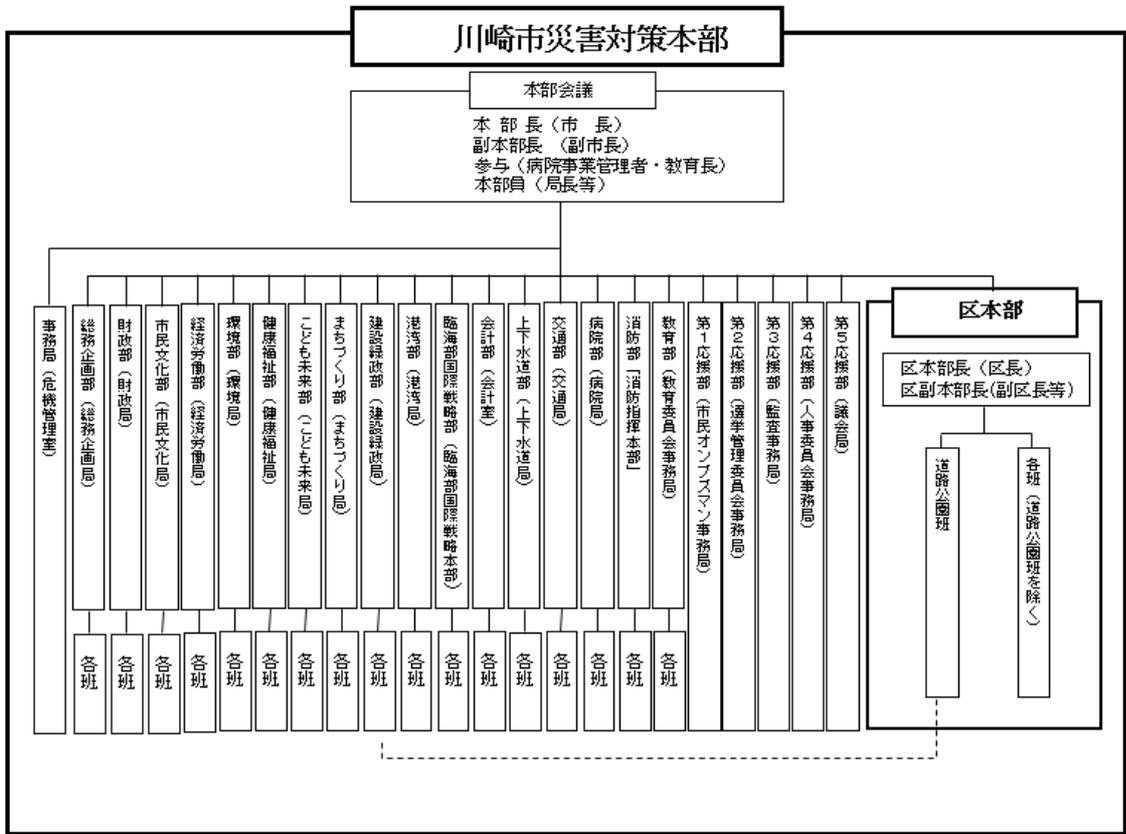
編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	264	6	4	14		(3) 私鉄各社 イ 社別運行計画 (ア) 東京急行電鉄 (中略) b 翌日以降 <u>一部列車の間引き運転及び減速運転を行う。</u>	(3) 私鉄各社 イ 社別運行計画 (ア) 東京急行電鉄 (中略) b 翌日以降 <u>地震ダイヤを予め作成し減速運転を行う。</u>	規程改定のため
震災対策編	288	7	5	4		2 地震時における緊急措置 (1) 運転規制の内容(運輸司令所長の取扱い) 震度5弱 <u>電気司令長</u> より送電設備、駅長・区長からの運転に係る施設等に異常のない旨報告を受けたのち15Km/h以下の注意運転で、先行列車があった場所まで — 運転する。 震度5強以上 <u>電気司令長</u> から構造物等に異常がない旨、巡回係員等の安全確認完了、報告を受け指示した場所まで	2 地震時における緊急措置 (1) 運転規制の内容(運輸司令所長の取扱い) 震度5弱 <u>電力司令長</u> より送電設備、駅長・区長からの運転に係る施設等に異常のない旨報告を受けたのち15Km/h以下の注意運転で、先行列車があった場所まで — 運転する。 震度5強以上 <u>電気司令長</u> から構造物等に異常がない旨、巡回係員等の安全確認完了、報告を受け指示した場所まで	微修正(時点修正・名称変更等含む)
震災対策編	288	7	5	4		2 地震時における緊急措置 (2) 乗務員の対応 ア 地上部においては、橋梁、 <u>盛土部</u> 、隧道等をなるべく避けて直ちに停止する。	2 地震時における緊急措置 (2) 乗務員の対応 ア 地上部においては、橋梁、高架橋、隧道等をなるべく避けて直ちに停止する。	規程改定のため
震災対策編	288	7	5	4		3 通信情報連絡計画 (2) 無線車を災害現場に急派すると共に移動用無線を携行し、 <u>設備保全課、現業区、電気司令所</u> 及び運輸司令所と無線により通信連絡を行う。	3 通信情報連絡計画 (3) 無線車を災害現場に急派すると共に移動用無線を携行し、 <u>本社、奥沢総合事務所、電力司令所及び運輸司令所</u> と無線により通信連絡を行う。	微修正(時点修正・名称変更等含む)
震災対策編	290	7	6	2		隧道 <u>本0</u> ( <u>大1</u> ) <u>456m</u> ( <u>大456m</u> ) 線路 平地部 本 135m 盛土部 本 179m ( ) ( ) 合計延長 <u>4194</u> m <u>4015m</u> 大 <u>3880m</u> 179m 大 0m 駅舎 木造 本 0 鉄骨造 本 2 ( ) ( ) <u>1</u> 大 <u>1</u> <u>6</u> 大 <u>4</u>	隧道 なし ( <u>なし</u> ) 線路 平地部 本 135m 盛土部 本 179m ( ) ( ) 合計延長 <u>4650</u> m <u>4471m</u> 大 <u>4336m</u> 179m 大 0m 駅舎 木造 本 0 鉄骨造 本 2 ( ) ( ) <u>2</u> 大 <u>2</u> <u>5</u> 大 <u>3</u>	微修正(時点修正・名称変更等含む)
震災対策編	291	7	6	3		(実施時期・回数) 9月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係自治体等が実施する各種訓練等に参加する他、各種運動期間中に各職場ごとで訓練を実施する。 その他の訓練として、テロ対策訓練、 <u>津波避難誘導訓練、津波避難者受入訓練</u> を年1回実施する。	(実施時期・回数) 九都府市合同防災訓練と連動して9月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係自治体等が実施する各種訓練等に参加する他、各種運動期間中に各職場ごとで訓練を実施する。 その他の訓練として、 <u>鉄道事故復旧訓練、テロ対策訓練</u> を年1回実施する。	微修正(時点修正・名称変更等含む)

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	292	7	6	5		2 地震発生時における緊急措置 (1) 運輸司令長の取り扱い 運輸司令長（以下「運輸司令」という。）は地震を感知したときは、震度計を設置してある駐車場の駅長または <b>営業主任（信号担当）</b> （以下「震度計設備駅長」という。）および施設司令長（以下「施設司令」という。）から震度の報告を受け、そのいずれかが震度4以上である場合は、震度に応じて、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。	2 地震発生時における緊急措置 (1) 運輸司令長の取り扱い 運輸司令長（以下「運輸司令」という。）は地震を感知したときは、震度計を設置してある駐車場の駅長または <b>駅運転取扱責任者</b> （以下「震度計設備駅長」という。）および施設司令長（以下「施設司令」という。）から震度の報告を受け、そのいずれかが震度4以上である場合は、震度に応じて、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	292	7	6	5		2 地震発生時における緊急措置 (中略) ア 震度4の場合 (7) 地震発生時 a 列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。 b 駅長（以下「 <b>営業主任（信号担当）</b> 」を含む。）に対して、震度を通報するとともに列車の停止を指令する。	2 地震発生時における緊急措置 (中略) ア 震度4の場合 (7) 地震発生時 a 列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。 b 駅長（以下「 <b>駅運転取扱責任者</b> 」を含む。）に対して、震度を通報するとともに列車の停止を指令する。	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	293	7	6	5		2 地震発生時における緊急措置 (中略) イ 震度5弱の場合 (中略) b 前aの報告により列車の運転に支障のないことを確認したときは、列車の乗務員に対して毎時25キロメートル以下の速度で <del>2</del> の運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。	2 地震発生時における緊急措置 (中略) イ 震度5弱の場合 (中略) b 前aの報告により列車の運転に支障のないことを確認したときは、列車の乗務員に対して毎時25キロメートル以下の速度の運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	293	7	6	5		2 地震発生時における緊急措置 (中略) ウ 震度5強の場合 (中略) c 前aの報告により、停車場構内の運転諸設備及び要注意箇所 <del>に</del> に異常のないことを確認したときは、列車の乗務員に対して毎時25キロメートル以下の速度で <del>2</del> の運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。	2 地震発生時における緊急措置 (中略) ウ 震度5強の場合 (中略) c 前aの報告により、停車場構内の運転諸設備及び要注意箇所 <del>に</del> に異常のないことを確認したときは、列車の乗務員に対して毎時25キロメートル以下の速度で運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	294	7	6	5		ア 震度4の場合 (イ) 地震終息後 (中略) b 列車の運転が再開されたのち、列車が到着し、又は通過する列車を停止させたときは、その列車の乗務員から運転した区間とその区間における線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を確認し、運輸司令に対して、その旨を報告する。この場合、運輸司令に対する報告は、後方隣接報告指定駅と自駅間の状況が判明したのち <del>に</del> 行く。	ア 震度4の場合 (イ) 地震終息後 (中略) b 列車の運転が再開されたのち、列車が到着し、又は通過する列車を停止させたときは、その列車の乗務員から運転した区間と <del>その区間</del> における線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を確認し、運輸司令に対して、その旨を報告する。この場合、運輸司令に対する報告は、後方隣接報告指定駅と自駅間の状況が判明した <del>の</del> ち行く。	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	294	7	6	5		イ 震度5以上の場合 (イ) 地震終息後 (中略) b 運輸司令から列車の運転を再開した旨の通報を受け、列車が到着し、又は通過する列車を停止させたときは、その列車の乗務員から運転した区間とその区間における線路等の状態の列車の運転に対する支障の有無を確認し、運輸司令に対して、その旨を報告する。この場合、運輸司令に対する報告は後方隣接報告指定駅と自駅間の状況が判明したのち <del>に</del> 行く。	イ 震度5以上の場合 (イ) 地震終息後 (中略) b 運輸司令から列車の運転を再開した旨の通報を受け、列車が到着し、又は通過する列車を停止させたときは、その列車の乗務員から運転した区間とその区間における線路等の状態の列車の運転に対する支障の有無を確認し、運輸司令に対して、その旨を報告する。この場合、運輸司令に対する報告は <del>、</del> 後方隣接報告指定駅と自駅間の状況が判明したのち <del>に</del> 行く。	微修正（時点修正・名称変更等含む）

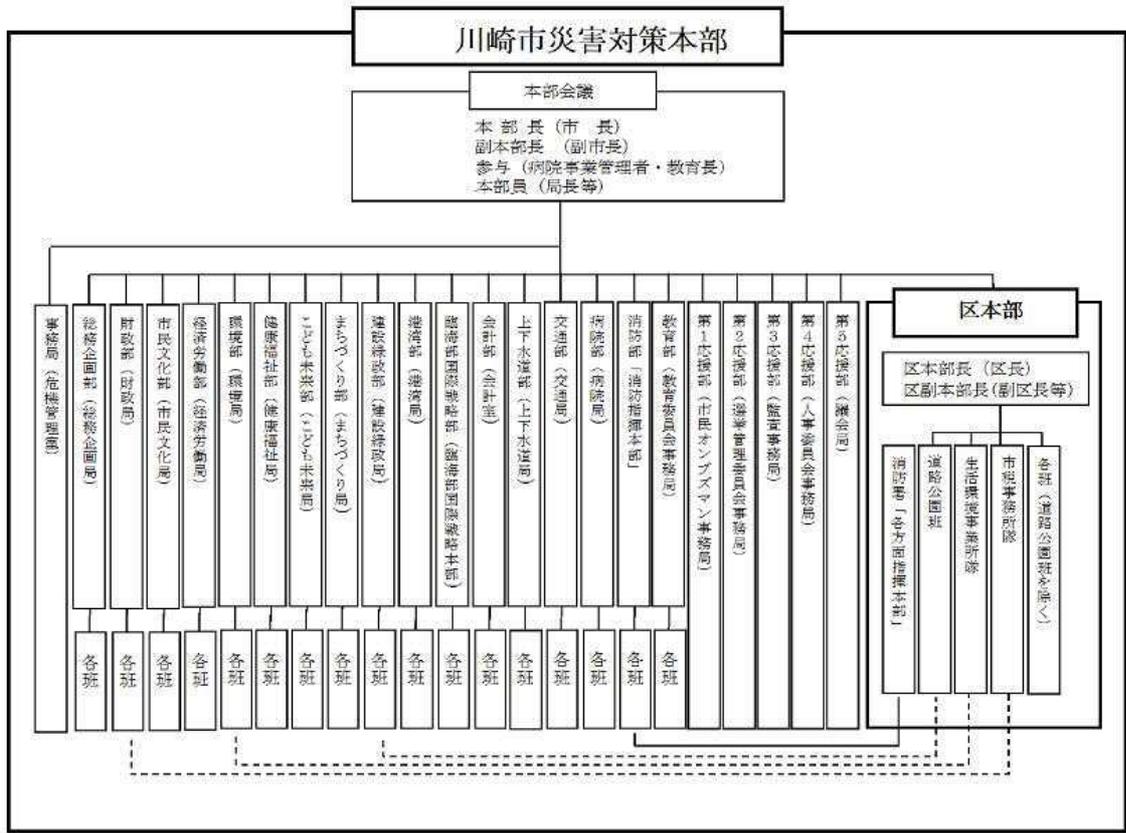
編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	295	7	6	5		(4) 保守担当責任者の取扱 ア 震度4又は5弱の場合 施設司令は、保線区長、土木区長、建築区長、 <u>変電区長</u> 、 <u>電力区長</u> および通信区長（以下「施設関係区長」という。）に、金沢検車区長は新町検車区長及び <u>久里浜検車区長</u> （以下「車両関係区長」という。）に、それぞれ地震の発生とその震度を通報する。運転再開後、保守担当責任者は、線路その他の点検を行うとともに、これを施設関係区長および車両関係区長に要請する。	(4) 保守担当責任者の取扱 ア 震度4又は5弱の場合 施設司令は、保線区長、土木区長、建築区長、 <u>電力区長</u> 、 <u>変電区長</u> および通信区長（以下「施設関係区長」という。）に、金沢検車区長は新町検車区長及び <u>車両管理区長</u> （以下「車両関係区長」という。）に、それぞれ地震の発生とその震度を通報する。運転再開後、保守担当責任者は、線路その他の点検を行なうとともに、これを施設関係区長および車両関係区長に要請する。	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	296	7	6	6	表や図の修正あり(別添)	図・表⑥		
震災対策編	297	7	6	6	表や図の修正あり(別添)	図・表⑦		
震災対策編	301	7	8	3		5 防災教育及び訓練 異常時において的確かつ迅速な行動ができるよう、次の訓練等を実施する。 <u>(1) 非常招集訓練</u> <u>(2) 情報収集と伝達訓練</u> <u>(3) 旅客避難・誘導訓練</u> <u>(4) 従業員避難訓練</u>	5 防災教育及び訓練 異常時において的確かつ迅速な行動ができるよう、次の訓練等を実施する。 ・非常招集訓練 ・情報収集と伝達訓練 ・旅客避難・誘導訓練 ・従業員避難訓練	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	302	7	8	4		2 発災直後における運転取扱 <u>(1) 列車の停止手配</u>	2 発災直後における運転取扱 ・列車の停止手配	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	302	7	8	4		2 発災直後における運転取扱 <u>(2) 地震計の計測値が40ガル以上99ガル以下の場合</u>	2 発災直後における運転取扱 ・地震計の計測値が40ガル以上99ガル以下の場合	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	302	7	8	4		2 発災直後における運転取扱 <u>(3) 地震計の計測値が100ガル以上の場合</u> <u>③ 150ガルを計測した区間については試運転列車による確認を行う。</u> <u>(4) 点検終了後、異常を認めない区間より注意運転を開始する。注意運転終了後、異常を認めない区間より平常運転に復す。</u>	2 発災直後における運転取扱 ・地震計の計測値が100ガル以上の場合 <u>(新規)</u> <u>③ 点検終了後、異常を認めない区間より注意運転を開始する。注意運転終了後、異常を認めない区間より平常運転に復す。</u>	運用の変更に伴う修正
震災対策編	302	7	8	4		3 震災後の初動措置 <u>(1) 非常招集</u>	3 震災後の初動措置 ・非常招集	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	302	7	8	4		3 震災後の初動措置 <u>(2) 応急措置</u>	3 震災後の初動措置 ・応急措置	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	302	7	8	4		3 震災後の初動措置 <u>(3) 初期消火及び火災防御活動</u>	3 震災後の初動措置 ・初期消火及び火災防御活動	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	302	7	8	4		3 震災後の初動措置 <u>(4) 旅客の避難及び避難誘導</u>	3 震災後の初動措置 ・旅客の避難及び避難誘導	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	302	7	8	4		3 震災後の初動措置 <u>(5) 救助及び初期救護活動</u>	3 震災後の初動措置 ・救助及び初期救護活動	微修正（時点修正・名称変更等含む）
震災対策編	302	7	8	4		3 震災後の初動措置 <u>(6) 防災機関及び防災組織への情報提供・出動要請</u>	3 震災後の初動措置 ・防災機関及び防災組織への情報提供・出動要請	微修正（時点修正・名称変更等含む）



修正後



修正前





修正後

(1) 配備体制及び基準

名称	基準	配備区分	参集	備考	
川崎市災害警戒体制	川崎市内で震度5弱の地震があったとき(※)	予め指定された危機管理室員	自動参集	・被害はほとんど発生しないと想定されるが、情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。	
		指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・応急対策要員 ・避難所運営要員	指示による参集		
	川崎市内で震度5強の地震があったとき(※)	・危機管理室員 ・予め指定された本部要員及び区本部要員	自動参集		・被害状況の把握と市民からの陳情等への対応を強化する。
		指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・応急対策要員 ・避難所運営要員	指示による参集		
川崎市災害対策本部	川崎市内で震度6弱以上の地震があったとき(※)	全職員	自動参集		

※「川崎市内で震度〇〇の地震があったとき」とは、市内観測所の1箇所以上で当該震度を計測したとき

修正前

(1) 配備体制及び基準

名称	基準	配備区分	参集	備考	
川崎市災害警戒体制	川崎市内で震度4の地震があったとき(※)	予め指定された危機管理室員	自動参集	・被害はほとんど発生しないと想定されるが、情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。	
		指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・応急対策要員 ・避難所運営要員	指示による参集		
	川崎市内で震度5弱の地震があったとき(※)	・危機管理室員 ・予め指定された本部要員及び区本部要員	自動参集		・被害状況の把握と市民からの陳情等への対応を強化する。
		指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・応急対策要員 ・避難所運営要員	指示による参集		
川崎市災害対策本部	川崎市内で震度5強以上の地震があったとき(※)	全職員	自動参集		

※「川崎市内で震度〇〇の地震があったとき」とは、市内観測所の1箇所以上で当該震度を計測したとき



**第5章 応援体制**【総務企画局危機管理室、市民文化局、まちづくり局、消防局、健康福祉局、各局室区】

(中略)

**第6節 活動拠点の配置**

(中略)

3 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。

なお、**消防総合訓練場消防訓練センター**は、応援部隊が進出目標とする拠点（進出拠点）とし、応援部隊の円滑な受け入れや応援活動に必要な情報を提供する体制を整える。

名 称	所 在 地
川崎富士見球場及び周辺	川崎区富士見2-1
富士見球場	川崎区富士見2-1
等々力催し物広場	中原区等々力1-1
等々力緑地テニスコート	中原区等々力1-1
<b>等々力硬式野球場【2020年度完成予定】</b>	<b>中原区等々力1-1</b>
消防訓練センター（旧消防総合訓練場）	宮前区犬蔵1-10-2
県立生田東高校	多摩区生田4-32-1

**※災害ボランティアセンターの運営や応援職員用宿泊施設、帰宅困難者対策施設として指定されている川崎競輪場（川崎区富士見2-1-6）については、上記利用用途を妨げない範囲で使用することができるものとする。**

(中略)

5 水道事業者の活動拠点

水道事業者の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
<b>平間会館</b>	<b>中原区上平間1-6-8</b> 平間配水所構内
<b>水運用センター</b>	<b>宮前区土橋3-1-2</b>
長沢浄水場	多摩区三田5-1-1

6 他都県市等からの応援の活動拠点

他都県市等からの医療・応急危険度判定士等の応援職員が、近隣の宿泊施設を確保できない場合等に、活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
川崎競馬場 1号スタンド	川崎区富士見 1-5-1
川崎競輪場	川崎区富士見 2-1-6
県立川崎工科高校	中原区上平間 1700-7
県立多摩高校	多摩区宿河原 5-14-1
県立麻生高校	麻生区金程 3-4-1

(中略)

第7節 災害ボランティアの活動支援

(中略)

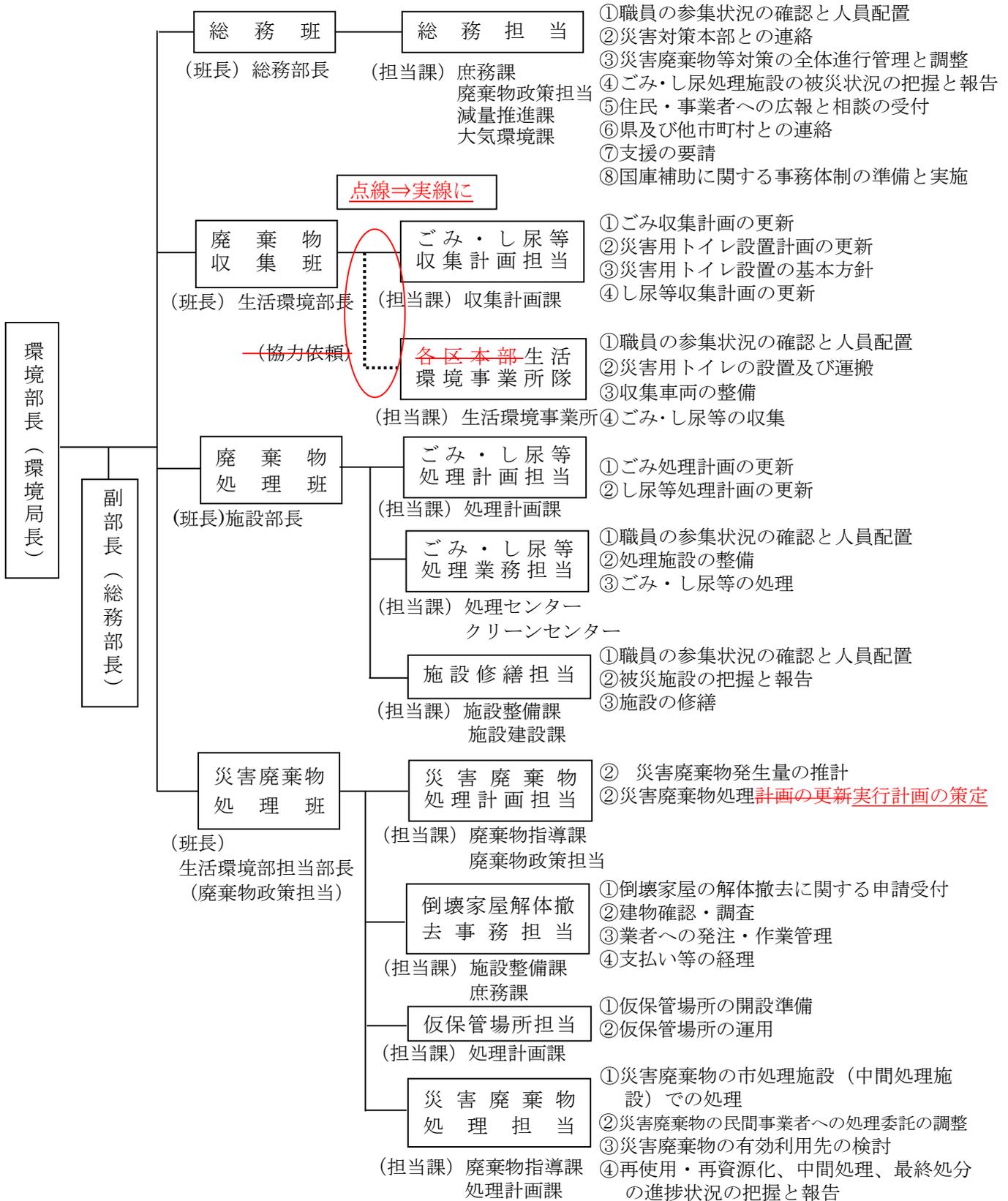
区センター設置候補施設一覧

区	施設名	住所
川崎	教育文化会館	川崎区富士見 2-1-3
	川崎競輪場	川崎区富士見 2-1-6
	労働会館 (サンピアンかわさき)	川崎区富士見 2-5-2
幸	幸市民館	幸区戸手本町 1-11-2
中原	中原市民館	中原区新丸子東 3-1100-12
	聴覚障害者情報文化センター	中原区井田三舞町 14-16
	総合福祉センター	中原区上小田中 6-22-5
	総合自治会館	中原区小杉町 3-1
高津	生活文化会館 (てくのかわさき)	高津区溝口 1-6-10
	男女共同参画センター (すくらむ 21)	高津区溝口 2-20-1
宮前	宮前市民館	宮前区宮前平 2-20-4
多摩	多摩市民館	多摩区登戸 1775-1
麻生	麻生市民館	麻生区万福寺 1-5-2

災害廃棄物等対策組織及び分担業務

(組織)

(分担業務)



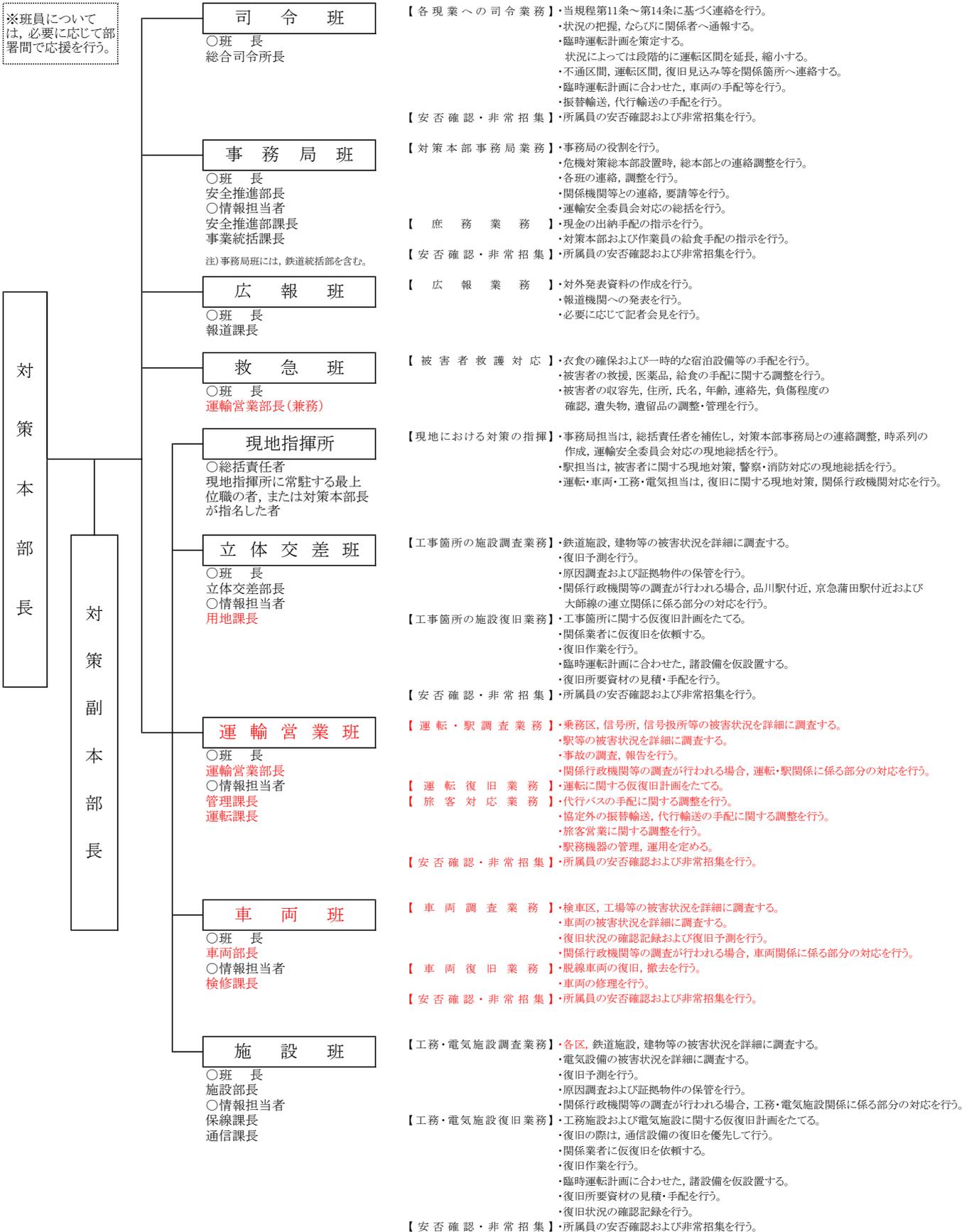


川崎市地域防災計画 震災対策編 新旧対照表(令和元年度)【別紙】表・図の新旧

頁	部	章	節	項	号	表や図の修正	修正前	修正後(案)	修正理由等																																																																																								
221	4	17	5	2	1	1	<table border="1"> <tr> <td>救助の種類</td> <td>川崎市地域防災計画による計画名</td> <td>担当局区</td> </tr> <tr> <td>収容施設の供与</td> <td>第4部 第6章 避難対策</td> <td>区、教育委員会</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td>第4部 第15章 応急住宅対策</td> <td>まちづくり局</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td>第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給</td> <td>経済労働局、健康福祉局、区</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給</td> <td>上下水道局、区</td> </tr> <tr> <td>生活必需品の給与</td> <td>第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給</td> <td>経済労働局、健康福祉局、区</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>第4部 第4章 医療救護</td> <td>健康福祉局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救出</td> <td>第4部 第4章 医療救護</td> <td>健康福祉局、区</td> </tr> <tr> <td>第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>第4部 第15章 応急住宅対策</td> <td>まちづくり局</td> </tr> <tr> <td>資金等の給与及び貸付</td> <td>第5部 第1章 民生安定のための緊急措置</td> <td>健康福祉局、経済労働局</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>第4部 第14章 文教対策</td> <td>教育委員会</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い</td> <td>健康福祉局</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td> <td>第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い</td> <td>健康福祉局</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>第4部 第3章 交通対策</td> <td>建設緑政局</td> </tr> </table>	救助の種類	川崎市地域防災計画による計画名	担当局区	収容施設の供与	第4部 第6章 避難対策	区、教育委員会	応急仮設住宅の設置	第4部 第15章 応急住宅対策	まちづくり局	食品の給与	第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給	経済労働局、健康福祉局、区	飲料水の供給	第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給	上下水道局、区	生活必需品の給与	第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給	経済労働局、健康福祉局、区	医療	第4部 第4章 医療救護	健康福祉局	救出	第4部 第4章 医療救護	健康福祉局、区	第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い		住宅の応急修理	第4部 第15章 応急住宅対策	まちづくり局	資金等の給与及び貸付	第5部 第1章 民生安定のための緊急措置	健康福祉局、経済労働局	学用品の給与	第4部 第14章 文教対策	教育委員会	埋葬	第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い	健康福祉局	死体の捜索及び処理	第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い	健康福祉局	障害物の除去	第4部 第3章 交通対策	建設緑政局	<table border="1"> <tr> <td>救助の種類</td> <td>川崎市地域防災計画による計画名</td> <td><del>担当局区</del></td> </tr> <tr> <td><del>収容施設避難所</del>の供与</td> <td>第4部 第6章 避難対策</td> <td><del>区、教育委員会</del></td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置供与</td> <td>第4部 第15章 応急住宅対策</td> <td>まちづくり局</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td>第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給</td> <td>経済労働局、健康福祉局、区</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給</td> <td><del>上下水道局、区</del></td> </tr> <tr> <td>生活必需品の給与</td> <td>第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給</td> <td>経済労働局、健康福祉局、区</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>第4部 第4章 医療救護</td> <td>健康福祉局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被災者の救出</td> <td>第4部 第4章 医療救護</td> <td>健康福祉局、区</td> </tr> <tr> <td>第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td> <td>第4部 第15章 応急住宅対策</td> <td>まちづくり局</td> </tr> <tr> <td><del>資金等の給与及び貸付</del></td> <td><del>第5部 第1章 民生安定のための緊急措置</del></td> <td><del>健康福祉局、経済労働局</del></td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>第4部 第14章 文教対策</td> <td>教育委員会</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い</td> <td>健康福祉局</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td> <td>第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い</td> <td>健康福祉局</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>第4部 <del>第3章</del> 交通対策 応急住宅対策</td> <td>建設緑政局</td> </tr> </table>	救助の種類	川崎市地域防災計画による計画名	<del>担当局区</del>	<del>収容施設避難所</del> の供与	第4部 第6章 避難対策	<del>区、教育委員会</del>	応急仮設住宅の設置供与	第4部 第15章 応急住宅対策	まちづくり局	食品の給与	第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給	経済労働局、健康福祉局、区	飲料水の供給	第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給	<del>上下水道局、区</del>	生活必需品の給与	第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給	経済労働局、健康福祉局、区	医療及び助産	第4部 第4章 医療救護	健康福祉局	被災者の救出	第4部 第4章 医療救護	健康福祉局、区	第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い		被災した住宅の応急修理	第4部 第15章 応急住宅対策	まちづくり局	<del>資金等の給与及び貸付</del>	<del>第5部 第1章 民生安定のための緊急措置</del>	<del>健康福祉局、経済労働局</del>	学用品の給与	第4部 第14章 文教対策	教育委員会	埋葬	第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い	健康福祉局	死体の捜索及び処理	第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い	健康福祉局	障害物の除去	第4部 <del>第3章</del> 交通対策 応急住宅対策	建設緑政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左欄の「救助の種類」について、災害救助法の救助の種類に名称に統一。</li> <li>・資金等の給与及び貸付について、第5部第1章の民生安定のための緊急措置は、災害救助法に基づくものではないため、削除。</li> <li>・表中欄の「障害物の除去」について、災害救助法では、住家及び周辺の障害物の除去が対象であるため、「第3章 交通対策」を削除し、「第15章 住宅応急対策」を追記。</li> <li>・表右欄の担当局の欄を削除（該当部分に記載されているため）</li> </ul>
救助の種類	川崎市地域防災計画による計画名	担当局区																																																																																															
収容施設の供与	第4部 第6章 避難対策	区、教育委員会																																																																																															
応急仮設住宅の設置	第4部 第15章 応急住宅対策	まちづくり局																																																																																															
食品の給与	第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給	経済労働局、健康福祉局、区																																																																																															
飲料水の供給	第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給	上下水道局、区																																																																																															
生活必需品の給与	第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給	経済労働局、健康福祉局、区																																																																																															
医療	第4部 第4章 医療救護	健康福祉局																																																																																															
救出	第4部 第4章 医療救護	健康福祉局、区																																																																																															
	第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い																																																																																																
住宅の応急修理	第4部 第15章 応急住宅対策	まちづくり局																																																																																															
資金等の給与及び貸付	第5部 第1章 民生安定のための緊急措置	健康福祉局、経済労働局																																																																																															
学用品の給与	第4部 第14章 文教対策	教育委員会																																																																																															
埋葬	第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い	健康福祉局																																																																																															
死体の捜索及び処理	第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い	健康福祉局																																																																																															
障害物の除去	第4部 第3章 交通対策	建設緑政局																																																																																															
救助の種類	川崎市地域防災計画による計画名	<del>担当局区</del>																																																																																															
<del>収容施設避難所</del> の供与	第4部 第6章 避難対策	<del>区、教育委員会</del>																																																																																															
応急仮設住宅の設置供与	第4部 第15章 応急住宅対策	まちづくり局																																																																																															
食品の給与	第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給	経済労働局、健康福祉局、区																																																																																															
飲料水の供給	第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給	<del>上下水道局、区</del>																																																																																															
生活必需品の給与	第4部 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給	経済労働局、健康福祉局、区																																																																																															
医療及び助産	第4部 第4章 医療救護	健康福祉局																																																																																															
被災者の救出	第4部 第4章 医療救護	健康福祉局、区																																																																																															
	第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い																																																																																																
被災した住宅の応急修理	第4部 第15章 応急住宅対策	まちづくり局																																																																																															
<del>資金等の給与及び貸付</del>	<del>第5部 第1章 民生安定のための緊急措置</del>	<del>健康福祉局、経済労働局</del>																																																																																															
学用品の給与	第4部 第14章 文教対策	教育委員会																																																																																															
埋葬	第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い	健康福祉局																																																																																															
死体の捜索及び処理	第4部 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い	健康福祉局																																																																																															
障害物の除去	第4部 <del>第3章</del> 交通対策 応急住宅対策	建設緑政局																																																																																															



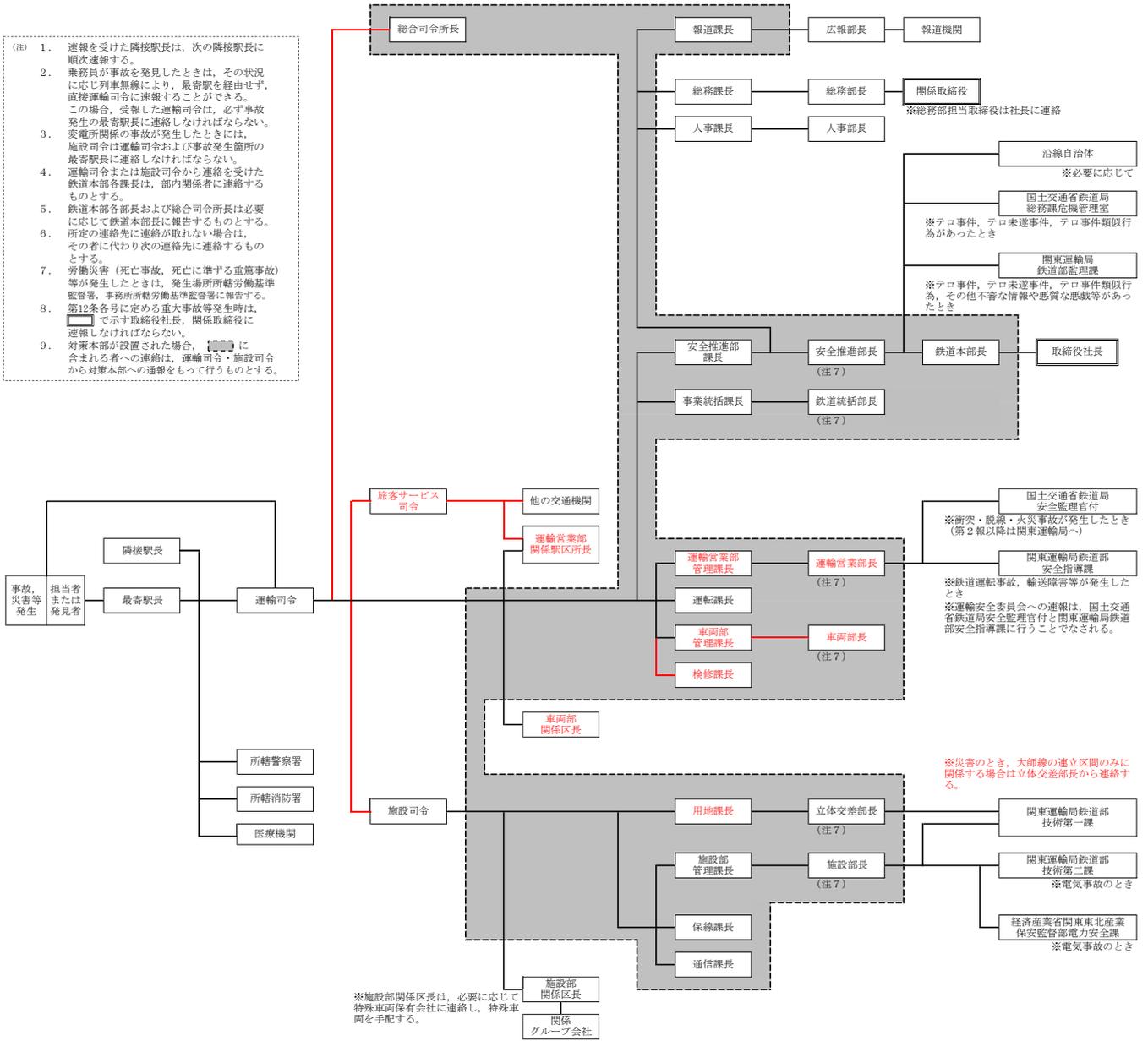
資料1 対策本部の組織および業務分掌





資料2 連絡系統図

その1 鉄道運転事故, 電気事故, 災害等



その2 業務上の死傷事故および火災盗難等

- (注) 1. 現業長から連絡を受けた各課長は、部内および部外の関係者に連絡するものとする。  
 2. 労働災害（死亡事故、死亡に準ずる重傷事故）等が発生したときは、発生場所所轄労働基準監督署、事務所所轄労働基準監督署に報告する。  
 3. 第12条各号に定める重大事故等発生時は、[ ]で示す取締役社長、関係取締役に連絡しなければならない。



# 川崎市地域防災計画 風水害対策編

(令和元年度修正)

## 新旧対照表

### 修正素案

総務企画局危機管理室



編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	4	1	1	9		表「第9節 計画の体系【総務企画局危機管理室】」内 公共事業施設防災計画 第1章 東京電力 <b>パワーグリッド</b> 株式会社	表「第9節 計画の体系【総務企画局危機管理室】」内 公共事業施設防災計画 第1章 東京電力株式会社	微修正（時点修正・名称変更等含む）
風水害対策編	5	1	2	1		第1節 川崎市 （中略） <b>12災害救助法に基づく被災者の救助</b> 13被災施設の復旧 14その他の災害応急対策 15その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置	第1節 川崎市 （中略） 12被災施設の復旧 13その他の災害応急対策 14その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置	・災害救助法の救助実施市の指定を受け、川崎市の業務大綱に災害救助法の項目を追記。それに伴うナンバリングの修正。
風水害対策編	5	1	2	2		第2節 神奈川県 （中略） 13災害救助法に基づく被災者の救助 <b>（救助実施市の区域を除く）及び連絡調整</b>	第2節 神奈川県 （中略） 13災害救助法に基づく被災者の救助	・災害救助法の救助実施市の指定に伴い、業務大綱の修正
風水害対策編	6	1	2	4		関東農政局 <b>（神奈川県拠点）</b>	関東農政局 <b>（神奈川支局）</b>	微修正（時点修正・名称変更等含む）
風水害対策編	8	1	2	6		日本赤十字社（神奈川県支部） 1 医療救護 2 <b>こころのケア</b> 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務	日本赤十字社（神奈川県支部） 1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 血液製剤の供給 4 義援金の受付及び配分 5 その他応急対応に必要な業務	日本赤十字社救護規則が改正されたため
風水害対策編	9	1	2	7		第7節 指定地方公共機関 （中略） （一社）神奈川県バス協会、東急バス㈱、京浜急行バス㈱、小田急バス㈱、川崎鶴見臨港バス㈱、神奈川中央交通㈱、 <b>（一社）神奈川県トラック協会、（一社）神奈川県タクシー協会</b> 1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策 3 <b>災害対策用物資の輸送確保</b>  【上記統合に伴い、（一社）神奈川県トラック協会及び（一社）神奈川県タクシー協会の項目は削除】	第7節 指定地方公共機関 （中略） （一社）神奈川県バス協会、東急バス㈱、京浜急行バス㈱、小田急バス㈱、川崎鶴見臨港バス㈱、神奈川中央交通㈱、 <b>（新規）</b> 1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策 <b>（新規）</b> （中略） （一社）神奈川県タクシー協会 1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策 <b>（新規）</b> （中略） （一社）神奈川県トラック協会 1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	神奈川県地域防災計画の修正等に伴う修正  指定地方公共機関の「自動車運送機関（新設）」の枠組みで整理されたため

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	10	1	2	8		<p>第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (中略) 社会福祉施設管理者 1 防災用施設の整備、<u>避難確保計画や非常災害対策計画の作成</u>及び避難訓練の実施 2 入所者の保護及び安全確保 3 災害時要援護者に関すること</p> <p>学校法人 1 避難施設の整備、<u>避難確保計画の作成</u>及び避難訓練の実施 2 災害時の文教対策</p>	<p>第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (中略) 社会福祉施設管理者 1 防災用施設の整備(新規)及び避難訓練の実施 2 入所者の保護及び安全確保 3 災害時要援護者に関すること</p> <p>学校法人 1 避難施設の整備(新規)及び避難訓練の実施 2 災害時の文教対策</p>	<p>防災基本計画、関連法及び神奈川県地域防災計画の修正等に伴う修正</p> <p>要配慮者利用施設の避難確保計画等の作成が義務付けられたため</p>
風水害対策編	28	2	1	2		<p>1 自助及び共助の促進 (中略) (表「内容」) 12 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など 13 <u>生活再建に向けた事前の備え</u> 14 <u>その他必要な事項</u></p>	<p>1 自助及び共助の促進 (中略) (表「内容」) 12 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など 13 <u>その他必要な事項</u></p>	震災対策編との整合
風水害対策編	31	2	1	4		<p>1 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の設置 防災ネットワークづくりのため、避難所ごとに自主防災組織のほか、PTA、子ども会等、様々な分野で活躍している人たちが団体を構成員とした「避難所運営会議」の設置を推進するとともに、地域防災拠点区 域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議 の設置を推進する。</p>	<p>1 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の設置 防災ネットワークづくりのため、避難所ごとに自主防災組織のほか、PTA、子ども会、<u>婦人消防隊</u>等、様々な分野で活躍している人たちが 団体を構成員とした「避難所運営会議」の設置を推進するとともに、地 域防災拠点区 域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の設置を推進する。</p>	婦人消防隊が解消される予定のため。
風水害対策編	31	2	1	4		<p>※表中 ○構成(平常時) 自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等 ○役割(平常時) 災害時の避難所運営の検討を行い、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。 啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちが団体を結ぶネットワークを形成する。 ○構成(災害時) 自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等</p>	<p>※表中 ○構成(平常時) 自主防災組織、PTA、子ども会、<u>婦人消防隊</u>、施設管理者等 ○役割(平常時) 災害時の避難所運営の検討を行い、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。 啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、<u>婦人消防隊</u>、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちが団体を結ぶネットワークを形成する。 ○構成(災害時) 自主防災組織、PTA、子ども会、<u>婦人消防隊</u>、施設管理者等</p>	婦人消防隊が解消される予定のため。
風水害対策編	40	2	4	1		<p>第4章 港湾・高潮の対策 【<u>総務企画局危機管理室</u>、<u>建設緑政局河川課</u>、港湾局整備計画課、川崎港管理センター】</p>	<p>第4章 港湾の対策 【<u>港湾局整備計画課</u>、川崎港管理センター】</p>	高潮対策の追加。所管課の追加。

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	40	2	4	1		<p>第1節 波浪・高潮対策の施設整備・管理【建設緑政局河川課、港湾局整備計画課、川崎港管理センター】</p> <p>台風や発達した低気圧等時の波浪や高潮に対して被害を防ぐため、波浪については東扇島防波堤や扇島埋立地等により護ることとし、高潮に対しては内陸続きの海岸線に築造した防潮堤で防護する。</p> <p>1 防潮堤 海岸保全施設であることから、「海岸保全基本計画」に基づき、老朽化による機能不全を防ぐため、計画的に維持管理をし、老朽化した施設の改良・補修を行う。</p> <p>2 防潮扉 防潮扉の開閉作業を年数回実施して、その異常の有無を点検し、所要の措置をとるとともに、常備器具の保管状況を確認する。また、防潮扉を閉鎖するまでの時間を短縮するため、順次、角落とし式から引き戸式等の防潮扉へ改修を進めるとともに、閉鎖作業について企業との連携を強化し、迅速かつ確実な作業体制を確保する。</p> <p>3 河港水門 月1回水門の開閉作業を実施し、その異常の有無を点検し、所要の措置を講じること併せて、老朽化による機能不全を防ぐため、適正な維持管理を行う。</p> <p>4 検潮器の機能維持 検潮器の適切な維持管理を行い、津波等による潮位変動及び異常潮位の発生時においても潮位観測が確実にできる体制を確保する。</p>	<p>第1節 波浪・高潮対策の施設整備・管理【港湾局整備計画課、川崎港管理センター】</p> <p>台風時の波浪や高潮に対して被害を防ぐため、波浪については東扇島防波堤や扇島埋立地等により護ることとし、高潮に対しては内陸続きの海岸線に築造した防潮堤で防護する。</p> <p>なお、防潮堤に設置された防潮扉の開閉時間を短縮するため、順次、角落し式から引き戸式等への改修を進めるとともに、施設管理を適切に実施する。また、最大クラスの津波を想定した防護水準の確保を検討していく。</p> <p>加えて、公共バースについては、避難や復旧時の物資搬入の基地となることから、維持管理計画に基づき、適切に施設を維持管理する。 (資料編 川崎港水門の維持管理及び水門操作取扱要領)</p>	<p>所管課の追加。</p> <p>高潮対策の追加。</p> <p>最大クラスの津波は、ソフトで対応する（近くの津波避難施設に逃げる）との方針が既に決定しているため、防護水準の確保＝ハード整備と考え方がなくなったため。</p>
風水害対策編	40	2	4	1		川崎港防潮堤築造位置及び防潮扉位置図	新規	2節から1節へ
風水害対策編	40	2	4	1		<p>第2節 高潮浸水想定区域の指定【神奈川県・総務企画局危機管理室・建設緑政局・港湾局・区】</p> <p>県は、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表する。</p> <p>市は、浸水想定区域・水深・浸水継続時間等を周知し、浸水による被害の軽減を図っていくものとする。</p> <p>1 最大規模の高潮の発生が想定される台風 (1) 中心気圧 (910hPa) ※室戸台風級 (2) 移動速度 (73km/h) ※伊勢湾台風級 (3) 半径 (75km) ※伊勢湾台風級</p> <p>2 想定される水深・浸水継続時間等 (1) 最大高潮水位 T.P.+3.29m (川崎区) (2) 最大浸水面積 川崎区27k㎡、幸区7.4k㎡、中原区1k㎡ (3) 最大浸水深 約5m (幸区) (4) 最大浸水継続時間 36時間 (川崎区)</p> <p>第3節 企業及び防災組織等との連携【港湾局整備計画課、川崎港管理センター】 (中略)</p>	<p>第2節 企業及び防災組織等との連携【港湾局整備計画課、川崎港管理センター】 (中略)</p>	<p>高潮対策の追加。</p> <p>2節に新たに高潮浸水想定区域の指定を追加し、従前の2節は3節へ移動。</p>
風水害対策編	40	2	4	2		削除	川崎港防潮堤築造位置及び防潮扉位置図	2節から1節へ

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	65	2	12	1		(2) 消防ボランティア 消防活動等に関する知識と経験を有する消防OB・OG等で構成される消防ボランティア組織は、平時の防災啓発のほか、災害時の消防活動の支援等を目的として活動しており、市は、消防ボランティア組織と連携した水防活動や災害時要援護者の避難などの支援・協力に向けた体制づくりを行う。	(2) 消防ボランティア 消防活動等に関する知識と経験を有する消防OB・OGや婦人消防隊等で構成される消防ボランティア組織は、平時の防災啓発のほか、災害時の消防活動の支援等を目的として活動しており、市は、消防ボランティア組織と連携した水防活動や災害時要援護者の避難などの支援・協力に向けた体制づくりを行う。	婦人消防隊が解消される予定のため。
風水害対策編	67	2	13			第13章 災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等【総務企画局危機管理室】  第1節 神奈川県等との連携体制の構築 市は、災害救助法第2条の2第1項の救助実施市（平成31年4月1日指定）として、その権限と責任を踏まえ、円滑かつ迅速な救助の実施に向けて、平時から、国、神奈川県、他の救助実施市及び関係団体等との積極的な情報共有、意見交換等を進め、連携体制の構築を図る。  第2節 救助の実施体制の整備 市は、迅速かつ的確な救助を実施できるよう、必要なマニュアル等の整備や訓練等を実施するとともに、災害救助法の目的や制度の理解等の人材育成の取組を推進し、救助の実施体制の整備を図る。	(新設)	・救助実施市の指定に伴い、国、県、他の救助実施市等との連携関係の構築、市の救助実施体制の整備に向けて、予防計画を追記。
風水害対策編	72	3	2	2	表や図の修正あり(別添)	図・表①		区本部体制変更のため
風水害対策編	75	3	3	4		4 区本部 (1) 市本部長は、災害の規模及び被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に区本部を置く。区本部を置くこととされた区の区長は、遅滞なく災害対策本部規程に定める各班を編成し、活動体制を確立する。	4 区本部 (1) 市本部長は、災害の規模及び被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に区本部を置く。	震災対策編の修正に伴い、同編との整合性を図るもの
風水害対策編	76	3	3	3	表や図の修正あり(別添)	図・表②		区本部体制変更のため
風水害対策編	78	3	4	1	表や図の修正あり(別添)	図・表③		区本部体制変更のため
風水害対策編	79	3	4	1	表や図の修正あり(別添)	図・表③		
風水害対策編	81	3	4	1	表や図の修正あり(別添)	図・表④		
風水害対策編	83	3	4	1	表や図の修正あり(別添)	図・表④		
風水害対策編	91	3	6	3		【「1 特別警報・警報・注意報」の項目の前に以下を挿入し、既存項目の番号を適宜調整】 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。	(新設)	防災気象情報の警戒レベル化に伴う追記

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	92	3	6	3		【表(2)特別警報の種類及び発表基準中(大雨の基準のセルを以下に変更)】 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 <u>警戒レベル5相当</u>	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	防災気象情報の警戒レベル化に伴う追記
風水害対策編	92	3	6	3		【表(2)特別警報の種類及び発表基準中(高潮の基準のセルを以下に変更)】 高潮になると予想される場合 <u>警戒レベル4相当</u>	高潮になると予想される場合	防災気象情報の警戒レベル化に伴う追記
風水害対策編	93	3	6	3	表や図の修正あり(別添)	図・表⑤		防災気象情報の警戒レベル化に伴う追記・発表基準変更に伴う修正
風水害対策編	94	3	6	3		(1)土砂災害警戒情報 1段落目 (中略)大雨警報の伝達系統に準じて伝達する。 <u>警戒レベル4に相当する。</u>	(1)土砂災害警戒情報 1段落目 (中略)大雨警報の伝達系統に準じて伝達する。	防災気象情報の警戒レベル化に伴う追記
風水害対策編	94	3	6	3		(1)土砂災害警戒情報 2段落目 (中略)気象庁が提供する「 <u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u> (神奈川県も同一情報を「土砂災害警戒情報を補足する情報」として提供)」等を基に総合的に判断し、避難勧告等の発令を行う。	(1)土砂災害警戒情報 2段落目 (中略)気象庁が提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報(神奈川県も同一情報を「土砂災害警戒情報を補足する情報」として提供)」等を基に総合的に判断し、避難勧告等の発令を行う。	微修正(時点修正・名称変更等含む)
風水害対策編	94	3	6	3		<参考> <u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u> ：大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <u>「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル4</u> <u>「警戒」(赤)：警戒レベル3相当</u> <u>「注意」(黄)：警戒レベル2相当</u>	<参考> 土砂災害警戒判定メッシュ情報：土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5km四方の領域(メッシュ)毎に5階級表示した情報である。解析時刻、1時間先予測、2時間先予測を分布図で表示し、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができる。	防災気象情報の警戒レベル化に伴う追記
風水害対策編	94	3	6	3		(3)竜巻注意情報 の項目の前に以下を挿入する) <u>3 早期注意情報(警報級の可能性)</u> <u>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、一次細分区域単位で、2日先から5日先にかけては日単位・県単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u> <u>4 竜巻注意情報</u>	(中略) 3 竜巻注意情報	防災気象情報の警戒レベル化に伴う追記

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	94	3	6	3		<p>&lt;参考&gt; 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）：大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル4相当 「警戒」（赤）：警戒レベル3相当 「注意」（黄）：警戒レベル2相当</p>	<p>&lt;参考&gt; 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）：大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル4 「警戒」（赤）：警戒レベル3相当 「注意」（黄）：警戒レベル2相当</p>	前回の修正の際に、「相当」を書き漏らしておりましたので、追記願います。頁数は今回送付いただいた修正素案のものです。
風水害対策編	98	3	6	3		(株)N T T <u>ネクシア</u> 仙台センター	(株)N T T <u>ソルコ</u> 仙台センター	微修正（時点修正・名称変更等含む）
風水害対策編	99	3	6	3		(株)N T T <u>ネクシア</u> 仙台センター	(株)N T T <u>ソルコ</u> 仙台センター	微修正（時点修正・名称変更等含む）
風水害対策編	100	3	6	4		気象庁予報部と～（中略）～発表する。 <u>警戒レベル2～5に相当する。</u>	気象庁予報部と～（中略）～発表する。	防災気象情報の警戒レベル化に伴う追記
風水害対策編	100	3	6	4	表や図の修正あり(別添)	図・表⑥		防災気象情報の警戒レベル化に伴う追記
風水害対策編	100	3	6	4		(株)N T T <u>ネクシア</u> 仙台センター	(株)N T T <u>ソルコ</u> 仙台センター	微修正（時点修正・名称変更等含む）
風水害対策編	105	3	6	6		<p><u>第6節 高潮氾濫危険情報【神奈川県、総務企画局危機管理室、港湾局経営企画課】</u> <u>神奈川県は、東京湾沿岸（神奈川県区間）について、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位として「高潮氾濫危険水位」を設定し、海岸の水位が「高潮氾濫危険水位」に達した場合に、「高潮氾濫危険情報」を発表する（警戒レベル4に相当する）。</u></p> <p><u>1 発表基準</u> <u>表</u> <u>2 高潮氾濫危険水位</u> <u>(1) 指定区域</u> <u>表</u> <u>(2) 水位周知実施区間及び基準水位観測所</u> <u>表</u></p> <p><u>第7節 その他の情報【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、港湾局、上下水道局】</u> <u>(省略)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第6節 その他の情報【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、港湾局、上下水道局】 (省略)</p>	神奈川県の高潮氾濫危険情報発表開始に伴う追記
風水害対策編	109	3	7	2		(資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本、 <u>テレビ神奈川、横浜エフエム放送</u> ）)	(資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アール・エフ・ラジオ日本ほか）)	震災対策編との記載整合
風水害対策編	114	4	1	3	表や図の修正あり(別添)	図・表⑦、⑧	① P112-113、「京浜港台風対策協議会」中の「警戒体制」部の修正 ② P116、「京浜港台風対策等情報連絡経路（川崎区）」の修正	京浜港台風対策協議会会則が改正されたため。（令和元年6月28日改正）
風水害対策編	119	4	1	4		表「京浜港台風対策等情報連絡経路（川崎区）」内 <u>東京電力フュエル&amp;パワー(株)川崎火力発電所</u> <u>東京電力フュエル&amp;パワー(株)東扇島火力発電所</u>	表「京浜港台風対策等情報連絡経路（川崎区）」内 東京電力フュエル&パワー(株)川崎火力発電所 東京電力フュエル&パワー(株)東扇島火力発電所	微修正（時点修正・名称変更等含む）

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	120	4	2	2		(1)避難準備・高齢者等避難開始 市長は、洪水、土砂災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常を知らせる「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、災害時要援護者の避難に備え避難所を開設し、避難誘導を行う。災害時要援護者避難支援者（以下「支援者」という。）は、事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始する。また、市長および区長は、必要に応じて、 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難（自主避難）することを促す。	(1)避難準備・高齢者等避難開始 市長は、洪水、土砂災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常を知らせる「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、災害時要援護者の避難に備え避難所を開設し、避難誘導を行う。災害時要援護者避難支援者（以下「支援者」という。）は、事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始する。また、市長および区長は、必要に応じて、 <u>避難準備情報の発令よりも前に</u> 、住民等が自ら危険性を判断して避難（自主避難）することを促す。	微修正（時点修正・名称変更等含む）
風水害対策編	121	4	2	1	表や図の修正あり(別添)	図・表⑨		警戒レベル表示追記のため
風水害対策編	128	4	4	1		2 区本部保健衛生・福祉班の役割	2 区本部医療・衛生班の役割	区本部体制を変更したため。
風水害対策編	129	4	4	1		4 地域の医療関係団体等との連携 (中略) (7)川崎地区ケア輸送連絡会 川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。 <u>(8)日本赤十字社神奈川支部 日本赤十字社神奈川支部は、災害救助法第16条に基づく救助又はその応援に関する業務を行う。</u>	4 地域の医療関係団体との連携 (中略) (7)川崎地区ケア輸送連絡会 川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。	日本赤十字社神奈川支部と、災害救助法第16条に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約を締結したため。
風水害対策編	132	4	4	1		7 災害時情報伝達体制の整備 (中略) なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」に登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、FAX、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部に報告し、代行入力を依頼する。そのため、区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からEMISの入力体制を整備するものとする。	7 災害時情報伝達体制の整備 (中略) なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」に登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、FAX、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部医療・衛生班又は保健医療調整本部に報告し、代行入力を依頼する。そのため、区本部医療・衛生班又は保健医療調整本部は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からEMISの入力体制を整備するものとする。	区本部体制を変更したため。
風水害対策編	132	4	4	1		(資料編 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目) (中略) (資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定) <u>(資料編 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書)</u>	(資料編 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目) (中略) (資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定)	日本赤十字社神奈川支部と、災害救助法第16条に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約を締結したため。
風水害対策編	133	4	4	2		2 市外の医療関係団体等 (中略) なお、医療ボランティアは、第4部第17章第6節に基づき受入体制を構築し、災害規模等に応じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行う。医療ボランティアが、保健医療調整本部に設置する医療ボランティア本部を通さずに、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部保健衛生・福祉班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとする。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとする。	2 市外の医療関係団体等 (中略) なお、医療ボランティアは、第4部第17章第6節に基づき受入体制を構築し、災害規模等に応じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行う。医療ボランティアが、保健医療調整本部に設置する医療ボランティア本部を通さずに、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部医療・衛生班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとする。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとする。	区本部体制を変更したため。

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	139	4	5	2		(削除)	第2節 食料等の供給【経済労働局消費者行政センター、農業振興課、中央卸売市場北部市場、総務企画局、健康福祉局庶務課、港湾局、区】 (中略) 4 災害救助法適用の災害が発生した場合の措置 災害救助法適用の規模の災害が発生した場合で、食料等が不足する場合、市長は県知事に食料調達を要請をし、県知事が調達した食料を配分するものとする。	・災害救助法の資源配分に関する項目は、第4部18章において総括的な記載を追記するため、左記記述を削除。
風水害対策編	141	4	5	3		(削除) 5 物価の安定、物資の安定供給	第3節 生活必需品等の供給【総務企画局危機管理室、経済労働局消費者行政センター、健康福祉局庶務課、区】 (中略) 5 災害救助法適用の災害が発生した場合の措置 災害救助法適用の規模の災害が発生した場合で、生活必需品等が不足する場合、市長は県知事に物資調達の要請をし、県知事が調達した生活必需品等を配分するものとする。 6 物価の安定、物資の安定供給	・災害救助法の資源配分に関する項目は、第4部18章において総括的な記載を追記するため、左記記述を削除。
風水害対策編	151	4	10	1		2 消毒及び感染媒体駆除の実施 (1) 避難所等 区本部保健衛生・福祉班は、各避難所を巡回して、トイレ、ごみ置場を中心に消毒を実施するものとし、また、感染症の媒体となるそ族(ねずみ)・害虫等の駆除を実施する。	2 消毒及び感染媒体駆除の実施 (1) 避難所等 区本部医療・衛生班は、各避難所を巡回して、トイレ、ごみ置場を中心に消毒を実施するものとし、また、感染症の媒体となるそ族(ねずみ)・害虫等の駆除を実施する。	区本部体制を変更したため。
風水害対策編	156	4	12	1		第1節 行方不明者・遺体の捜索 1 行方不明者・遺体の捜索 災害による行方不明者の捜索については、区、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとする。周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の捜索については、災害発生から10日以内に完了させなければならない。なお、11日目以降も行方不明者の捜索を行う必要があるときは、期間内(10日以内)に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。	第1節 行方不明者・遺体の捜索 1 行方不明者・遺体の捜索 災害による行方不明者の捜索については、区、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとする。周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の捜索については、災害発生から10日以内に完了させなければならない。なお、11日目以降も行方不明者の捜索を行う必要があるときは、期間内(10日以内)に次の事項を明らかにし、 <u>県知事</u> を通して内閣総理大臣に協議する。	・救助実施市の指定に伴い、国と直接調整を実施するため、「 <u>県知事</u> を通じて」を削除。
風水害対策編	158	4	12	2		第2節 遺体の取扱い【区、県警察、健康福祉局】 (中略) (6) 遺体の処理期間 災害発生の日から原則として10日以内に完了するものとする。なお、11日目以降も遺体の処理を行う必要があるときは、期間内(10日以内)に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。	第2節 遺体の取扱い【区、県警察、健康福祉局】 (中略) (6) 遺体の処理期間 災害発生の日から原則として10日以内に完了するものとする。なお、11日目以降も遺体の処理を行う必要があるときは、期間内(10日以内)に次の事項を明らかにし、 <u>県知事</u> を通して内閣総理大臣に協議する。	・救助実施市の指定に伴い、国と直接調整を実施するため、「 <u>県知事</u> を通じて」を削除。
風水害対策編	158	4	12	3		第3節 火葬【健康福祉局生活衛生課、建設緑政局霊園事務所】 (中略) 4 火葬の実施期間 災害発生の日から原則として10日以内に完了するものとする。なお、11日目以降も遺体の火葬を行う必要があるときは、期間内(10日以内)に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。	第3節 火葬【健康福祉局生活衛生課、建設緑政局霊園事務所】 (中略) 4 火葬の実施期間 災害発生の日から原則として10日以内に完了するものとする。なお、11日目以降も遺体の火葬を行う必要があるときは、期間内(10日以内)に次の事項を明らかにし、 <u>県知事</u> を通して内閣総理大臣に協議する。	・救助実施市の指定に伴い、国と直接調整を実施するため、「 <u>県知事</u> を通じて」を削除。

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	167	4	12	2		<p>7 遺族への対応 区長は、遺族に対する窓口を設置し、相談、事情聴取、埋火葬手続きの説明等を行う。</p> <p><u>8 応援要請</u> 市長は、関係団体及び業者に対し、遺体の安置、保存、搬送について協力を求めるものとする。</p> <p>(資料編 川崎市と川崎葬祭具協働組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目) (資料編 川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目) (資料編 川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目) (資料編 川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目) (資料編 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書)</p>	<p>7 遺族への対応 区長は、遺族に対する窓口を設置し、相談、事情聴取、埋火葬手続きの説明等を行う。</p>	<p>第2節遺体の取扱いの最後に、(資料編 日本赤十字社神奈川県支部との災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約)を追加併せて、第3節火葬の最後にある4つの資料編について第2節の最後に移管する。</p>
風水害対策編	167	4	12	3		<p>5 応援要請 市長は、協定及び「神奈川県広域火葬計画」等に基づき、県に広域火葬を要請する。また、<u>近隣自治体に対し、火葬について協力を求めるものとする。</u></p>	<p>5 応援要請 市長は、協定及び「神奈川県広域火葬計画」等に基づき、県に広域火葬を要請する。また、関係機関、業者及び近隣自治体に対し、遺体の安置、保存、搬送、火葬について協力を求めるものとする。</p> <p>(資料編 川崎市と川崎葬祭具協働組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目) (資料編 川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目) (資料編 川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目) (資料編 川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目)</p>	<p>第2節遺体の取扱いの最後に、(資料編 日本赤十字社神奈川県支部との災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約)を追加併せて、第3節火葬の最後にある4つの資料編について第2節の最後に移管する。</p>
風水害対策編	167	4	16			<p>災害救助法に基づき、<u>市は被災者の居住の安定を図るため、被災した住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与を実施する。</u> また、被災者の一時的な居住先として。公営住宅等を提供する。</p>	<p>災害救助法に基づき、県から委任された事務又は県が実施する救助の補助として、市は、住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与に関して、<u>県の業務を支援し、被災者の居住安定を図る。</u> また、被災者の一時的な居住先として。公営住宅等を提供する。</p>	<p>・救助実施市の指定により、本市が主体的に救助を実施するため</p> <p>・災害救助法の救助の種類名称に統一。</p>
風水害対策編	168	4	16	1		<p>第1節 <u>被災した住宅の応急修理【まちづくり局住宅整備推進課】</u> <u>災害により被災した住宅が応急的に修理すれば居住可能となる場合に、必要最小限度の修理を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</u></p>	<p>第1節 住宅の応急修理【まちづくり局住宅整備推進課】 県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、<u>県の「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」に基づき、被災住宅を応急的に修理する。</u></p>	<p>・災害救助法の救助の種類名称に統一。</p> <p>・各節のリード文は制度の概要説明に統一。</p> <p>・関係団体との協力関係を明記。</p>

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	168	4	16	1		(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書(全国木造建設事業協会)) (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建設業協会)) (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建築士事務所協会)) (資料編 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書(神奈川県電気工事工業組合))	(新規)	救助実施市の指定に伴い、新たに協定を締結したため。
風水害対策編	168	4	16	2		第2節 障害物の除去【まちづくり局住宅整備推進課】 <u>災害により</u> 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、 <u>協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</u>	第2節 障害物の除去【まちづくり局住宅整備推進課】 県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、県の「 <u>神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル</u> 」に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を行う。	・各節のリード文は制度の概要説明に統一。 ・関係団体との協力関係を明記。
風水害対策編	168	4	16	2		(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書(全国木造建設事業協会)) (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建設業協会)) (資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建築士事務所協会))	(新規)	救助実施市の指定に伴い、新たに協定を締結したため。
風水害対策編	168	4	16	3		第3節 応急仮設住宅の <u>供与</u> 【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】 民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅(賃貸型応急住宅)及び建設した応急仮設住宅(建設型応急住宅)の被災者への <u>供与を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。</u>	第3節 応急仮設住宅【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】 県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、県の「 <u>神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル</u> 」に基づき、民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅(民賃借上げタイプ)及び買取方式若しくはリース方式により建設した応急仮設住宅(建設タイプ)を被災者へ供与する。	・災害救助法の救助の種類 の名称に統一。 ・各節のリード文は制度の概要説明に統一。 ・関係団体との協力関係を明記。 ・災害救助法等担当者全国会議において、修正のとり 新案が内閣府より示されたため。

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	168	4	16	3		<p>1 建設型応急住宅</p> <p>(1) 対象者 (中略)</p> <p>(2) 住宅仕様 <u>神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、必要に応じて内閣総理大臣と協議し、仕様を定める。</u></p> <p>(3) 建設用地 <u>建設用地の候補となる公有地等を取りまとめた応急仮設住宅建設候補地データベースを定期的に更新・見直すとともに、関係部局間でその情報を共有する。</u> <u>また、建設用地を選定するにあたっては、原則として、応急仮設住宅建設候補地データベースの中から、適当な用地を選定することとし、必要に応じて、その他の公有地、私有地も確保する。</u></p> <p>(4) 供与期間 建築工事完了後、2年以内とする。<u>(内閣総理大臣との協議により、変更される場合あり)</u></p> <p>(5) 要配慮者に対する配慮 応急仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。</p> <p><u>(6) 大規模災害時の神奈川県全域での公平・迅速な供与</u> <u>神奈川県の広域調整の下で、「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」に基づき、建設型応急住宅を供与する。</u></p>	<p>1 建設タイプ</p> <p>(1) 対象者 (中略)</p> <p>(2) 住宅仕様 「<u>神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル</u>」による。</p> <p>(3) 建設用地 応急仮設住宅建設場所を選定するにあたっては、<u>原則としてあらかじめ定めた「応急仮設住宅建設候補地」の中から、適当な用地を選定する。ただし、これにより難いときは適当な公有地、私有地とすることができる。</u></p> <p>(4) 供与期間 建築工事完了後、2年以内とする。<u>(内閣府と県の協議により、変更される場合あり)</u></p> <p>(5) 災害時要援護者に対する配慮 応急仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上述のとおり呼称が変更される予定のため。</li> <li>・上述の内閣府告示228号が修正され、住宅の仕様については地域の実情等に応じて設定することとなり、現在、県や横浜市、相模原市とともに建設団体と協議・調整しながら、住宅の標準仕様等の作成を進めているため。また、仕様等の決定においては、内閣総理大臣との協議が必要のため。</li> <li>・応急仮設住宅建設候補地データベースの位置付けを明確にするため。</li> <li>・平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時要援護者という用語が要配慮者に置き換わったため。</li> <li>・応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画と県の広域調整について追記。(資料4の「検討・確認の視点」における指摘に対する修正を兼ねる)</li> </ul>
	169	4	16	3		<p>(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書(プレハブ建築協会))</p> <p>(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書(全国木造建設事業協会))</p> <p>(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書(日本木造住宅産業協会神奈川支部))</p> <p>(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建設業協会))</p> <p>(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書(神奈川県建築士事務所協会))</p> <p>(資料編 災害時における応急対策を行うための協定書(川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会))</p> <p>(資料編 災害時における応援に関する協定(川崎建設業協会))</p> <p>(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書(神奈川建設重機協同組合))</p>	<p>(資料編 災害時における応急対策を行うための協定書(川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会))</p> <p>(資料編 災害時における応援に関する協定(川崎建設業協会))</p> <p>(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書(神奈川建設重機協同組合))</p>	<p>救助実施市の指定に伴い、新たに協定を締結したため。</p>

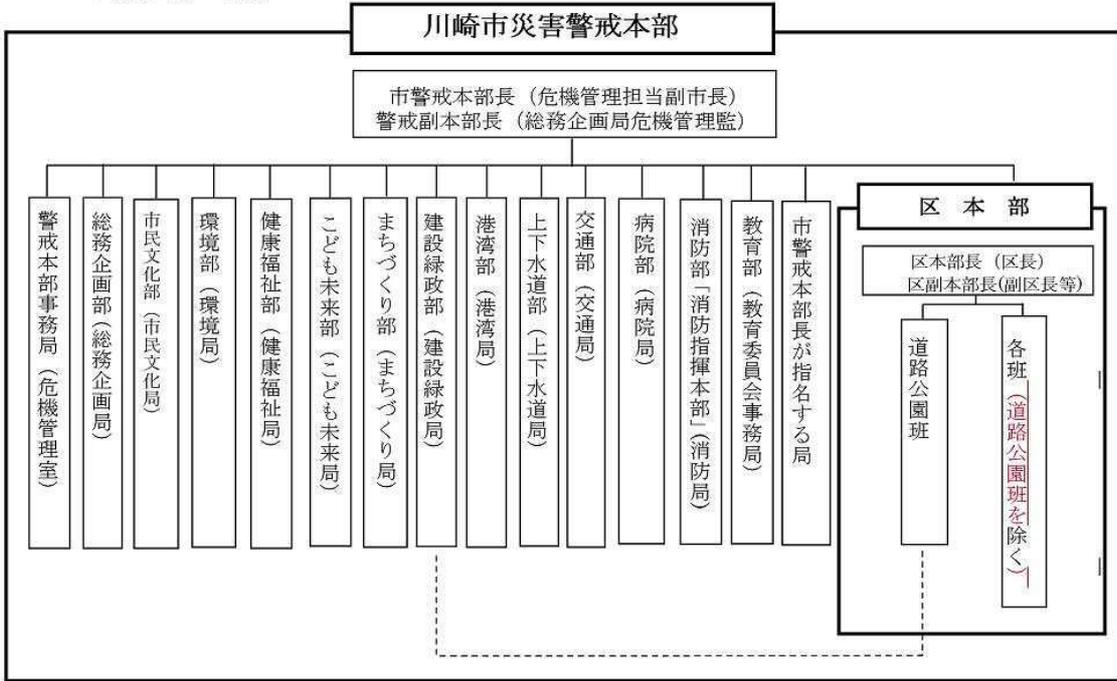
編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	169	4	16	3		2 賃貸型応急住宅 (1) 対象者 建設型応急住宅と同じ。 (2) 借上げ条件 神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、必要に応じて内閣総理大臣と協議し、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。 (3) 供与期間 賃貸借契約による。(最長2年間の定期借家契約。ただし、内閣総理大臣との協議により、変更される場合あり)	2 民賃借上げタイプ (1) 対象者 建設タイプと同じ。 (2) 借上げ条件 市や不動産団体から県が意見を聴取し、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。 (3) 供与期間 賃貸借契約による。(最長2年間の定期借家契約。ただし、内閣府と県の協議により、変更される場合あり)	・上述のとおり呼称が変更される予定のため。 ・上述の内閣府告示228号より、借上げ条件については地域の実情等に応じて設定することとなっており、現在、県や横浜市、相模原市とともに不動産団体と協議・調整しながら、具体的な借上げ条件の検討を進めているため。また、借上げ条件等の決定においては、内閣総理大臣との協議が必要なため。
風水害対策編	169	4	16	3		(資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書(神奈川県宅地建物取引業協会)) (資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書(全日本不動産協会神奈川県本部)) (資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書(全国賃貸住宅経営者協会連合会))	(新規)	救助実施市の指定に伴い、新たに協定を締結したため。
風水害対策編	169	4	16	5		削除	第5節 民間住宅等の提供【まちづくり局】 応急仮設住宅の設置を補完するものとして、民間の賃貸住宅を借り上げて、確保するものとする。	・第3節第2項の賃貸型応急住宅と重複するため。 (昨年度の計画修正作業の中で、削除が漏れていました。)(資料4の「検討・確認の視点」における指摘を踏まえた修正を兼ねる)
風水害対策編	178	4	18			第18章 災害救助法【総務企画局危機管理室】	第18章 災害救助法【健康福祉局庶務課】	・所管課を「総務企画局危機管理室」へ修正。
風水害対策編	178	4	18			削除	災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。市は、適切な救助活動が実施されるよう災害救助法の適用基準をもとに、法の適用申請を行う。	・頭書き部分を削除。同記載を踏まえ、第4部18章第1節に追記。
風水害対策編	178	4	18	1		第1節 災害救助法に基づく救助の実施等 1 救助実施市としての救助の実施等 災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。 市は、災害救助法第2条の2に基づく救助実施市(平成31年4月1日指定)として、その権限と責任を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、円滑かつ迅速に災害救助法に基づく救助を行う。	第1節 災害救助法の実施 1 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助は、国からの法定受託事務として県知事が実施する。 ただし、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができない場合は、市長は災害救助法の規定による県知事が行う救助の補助として着手し、その状況を速やかに県知事に情報提供するものとする。	・第1節のタイトル修正。 ・救助実施市の指定に伴い、県が実施する旨の記載を削除。 ・災害救助法の目的を踏まえ、救助実施市の権限・責任と他機関との連携の重要性等追記。

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	178	4	18	1		2 災害救助法の適用 市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。	2 県知事が救助の実施に関する事務の一部を市が処理することとする場合には、その事務の内容及び期間を市に通知し、市長が実施する。	・救助実施市の指定に伴い、事務処理特例制度の適用に関する部分を削除。市長、危機管理監の役割を明記。
風水害対策編	178	4	18			第2節 災害救助法の適用基準 災害救助法施行令第1条に基づく本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。	第2節 災害救助法の適用基準【健康福祉局庶務課】 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市内における適用基準は次のとおりである。	・表現の修正。
風水害対策編	178	4	18	3		第3節 大規模な災害における神奈川県等との連携等 市は、市域及び市域以外の市町村の区域に渡る大規模な災害が発生した場合は、市の備蓄や市独自の協定等を活用した迅速な救助を行うとともに、神奈川県が定める資源配分計画に基づく連絡調整のもと、神奈川県及び他の救助実施市と連携しながら、円滑かつ迅速に救助を行う。	第3節 災害救助法の適用要請 1 健康福祉局長は、震災による被害が災害救助法適用基準に該当したとき、又は該当すると予測されるときは、市長の承認を得て、県知事に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を要請する。 2 健康福祉局長は、当該災害に災害救助法が適用されたときは、各局長及び区長にその旨を通知する。	・救助実施市の指定により、第3節は全部削除。 ・資源配分における県の広域調整権を踏まえ、新たに追記。
風水害対策編	179	4	18	4		第4節 救助の内容 1 救助の種類並びに救助の程度、方法及び期間等 (1) 救助の種類 ① 避難所、応急仮設住宅の供与 ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ④ 医療及び助産 ⑤ 被災者の救出 ⑥ 被災した住宅の応急修理 ⑦ 学用品の給与 ⑧ 埋葬 ⑨ 死体の捜索 ⑩ 死体の処理 ⑪ 障害物の除去 (2) 救助の程度、方法及び期間等 救助の程度、方法及び期間、弁償並びに救助の事務を行うのに必要な費用については、川崎市告示に定める基準による。 ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。  (資料編 救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用)	第4節 救助の内容 1 救助の種類 「災害救助法施行細則による救助の程度等」(県告示)における救助の種類は次のとおりである。 (1) 避難所、応急仮設住宅の供与 (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 被災した住宅の応急修理 (7) 学用品の給与 (8) 埋葬 (9) 死体の捜索 (10) 死体の処理 (11) 障害物の除去 (12) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用	・救助の種類だけでなく、一般基準等を追記するため、節の名称を修正。 ・救助の程度等を追記するため、救助項目の各ナンバリングを修正。 ・(1)の柱書は削除。 ・輸送及び賃金職員等の雇用は救助の種類ではないため、削除。 ・救助の程度等に係る基準について(2)を追記。
風水害対策編	179	4	18	4	表や図の修正あり(別添)	2 応急救助の実施方法等 救助の具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。 (表については、図・表⑩)	2 応急救助の実施 災害救助法が適用となり、県知事から処理することとなる事務の内容等が通知された場合には、救助に関する事務の一部を市が行う。具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。	・救助実施市の指定に伴い、事務処理特例の規定は適用されないため、関係箇所を削除。併せて表現の修正。
風水害対策編	180	4	18	5		第5節 従事命令、協力命令、施設の管理、物資の収用等 市長は、真に必要なやむを得ないと認めるときは、災害救助法の規定に基づき、医師等の特定の者を救助に関する業務に従事させ、若しくは被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させ、又は特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の保管を命じ、若しくは物資を収容し、必要な人員、物資、施設の確保に努め、救助を実施する。	第5節 費用の負担 災害救助法が適用された場合、前節に掲げた各種の救助に要する費用は、神奈川県が支弁する。ただし、市が救助に関する事務の一部を行うこととした場合又は県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合には、市が一時繰替支弁することがある。	・制度の説明であるため、削除。 ・同節に強制権の発動について追記。

編	頁	部	章	節	表や図の修正	修正後	修正前	修正理由
風水害対策編	197	6	2	2		第2章 所管 表 川崎支店 川崎区小川町6-1 044 (211) 7212 <a href="#">広聴広報活動</a>	第2章 所管 表 川崎支店 川崎区小川町6-1 044 (211) 7212 <a href="#">広報公聴活動</a>	微修正（時点修正・名称変更等含む）
風水害対策編	-					目次 第6部 公共事業施設防災計画 第1章 東京電力 <a href="#">パワーグリッド</a> 株式会社	目次 第6部 公共事業施設防災計画 第1章 東京電力株式会社	微修正（時点修正・名称変更等含む）

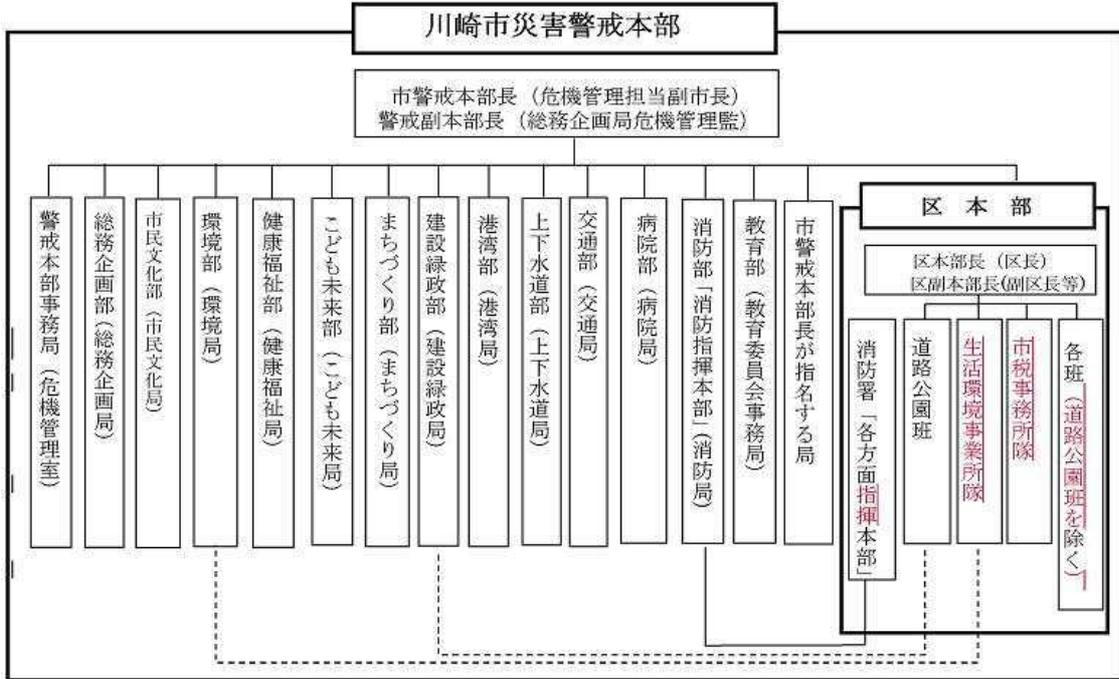
修正後

市警戒本部の構成



修正前

市警戒本部の構成









大雨に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応内容	動員対象
1号動員 (浸水対応動員)	警戒体制	・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表	浸水、河川の増水、溢水への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	危機管理室 まちづくり局(連絡員) 建設緑政局(連絡員、応急活動要員) 港湾局(連絡員、必要に応じて応急活動要員) 区役所(連絡員、道路公園班) 上下水道局(連絡員、必要に応じて応急活動要員) 消防局(特別警防体制)
2号動員 (土砂災害警戒対応動員)	警戒体制	・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意報が発表	浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 健康福祉局(連絡員) こども未来局(連絡員) まちづくり局(応急活動要員) 教育委員会事務局(連絡員、区教育担当) 交通局(連絡員)
3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)	警戒本部 各部 区本部	・避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告、又は避難指示を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合	上記応急活動等のほか、 避難所開設運営 避難準備・高齢者等避難開始情報の発令 避難勧告の発令 防災気象情報、 避難所開設状況等の提供 施設の安全確認 利用者安全確保 利用者への情報提供 駅前滞留対応 報道対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 区役所(避難所管理要員(土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く)) <del>財政局(市税事務所隊による避難所運営支援要員(区からの要請により平日昼間に避難所の運営を支援することとなった場合))</del> 各局(上記の局を含む)( <del>地震時の地域要員等による避難所運営支援要員(区からの要請により夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合)</del> )
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部 各部 区本部	・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育委員会事務局教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(連絡員、対応要員)、市民文化局(連絡員)、環境局(連絡員)、病院局(連絡員)、その他警戒本部長が指名する局(連絡員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長 財政局(連絡員)、経済労働局(連絡員)、臨海部国際戦略本部(連絡員)、会計室(連絡員)、市民オンブズマン事務局(連絡員)、選挙管理委員会事務局(連絡員)、監査事務局(連絡員)、人事委員会事務局(連絡員)、議会局(連絡員)
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員(本部から局を通じて動員された職員)

動員数の増減については、職員の活動従事状況や安全衛生等に配慮した交代要員等の確保も含め、各局・区の判断による。平日昼間：休日を除く月～金曜日の朝8時30分から夜17時15分まで。夜間・休日はそれ以外とする。

【動員の縮小又は解除】各号について、気象警報等の解除、災害応急対策がおおむね完了した場合、又は被害の発生するおそれが解消した場合縮小、又は解除する。なお、2号動員のうち、港湾局、川崎区及び上下水道局の解除については、

## 大雨による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

(災害対策本部設置時においては川崎市災害対策本部規程による)

	災害警戒体制 (1号配備・2号配備) 浸水害、洪水対応(1号)、土砂災害対応(2号)	災害警戒本部 (3号配備) 避難勧告等による住民の安全確保、応急対策
危機管理室	警戒体制の班 (指揮、立案、情報発信、情報収集等指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)	警戒体制の班 (指揮、立案、情報発信、情報収集等指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)
健康福祉局	連絡員(2号配備)(危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)
こども未来局	連絡員(2号配備)(危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)
まちづくり局	連絡員(危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員(2号配備)(危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)	連絡員(本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員(危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)
建設緑政局	連絡員(危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員(道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)	連絡員(本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員(道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)
港湾局	連絡員(危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員(港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)	連絡員(本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員(港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)
上下水道局	連絡員(危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員(施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)	連絡員(本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員(施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)
交通局	連絡員(2号配備)(危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)	連絡員(本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)
消防局	特別警戒体制	特別警戒体制
教育委員会事務局	連絡員等(危機管理室、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)	連絡員等(本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)
区役所	連絡員(危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 道路公園班(道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施設利用者の安全確保等)	区本部設置体制 (区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、避難班、援護班、市民館班、道路公園班、ほか必要な班)
各局(上記の局を含む) (避難所運営支援要員として避難所へ参集する職員が属する局)		避難所運営支援要員地震発生時の地域要員等(区からの要請により夜間・休日に避難所の開設を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合に避難所の運営を支援) <del>市税事務所隊(区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援)</del>

## 大雨による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

(災害対策本部設置時においては川崎市災害対策本部規程による)

	災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施
危機管理室	災害対策本部事務局（ <u>総務班、受援班、運用班、被災者支援班、指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、ライフライン班、物資班</u> ）	災害対策本部事務局（ <u>総務班、受援班、運用班、被災者支援班、指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、ライフライン班、物資班</u> ）、本部事務局員、本部連絡員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集
総務企画局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等） 対応要員：庁舎の被害確認、輸送（公用車） 対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
財政局	連絡員（本部等との連絡調整） <del>市税事務所隊（区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援）</del>	
市民文化局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）	
経済労働局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）	
環境局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等）	
健康福祉局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）	
こども未来局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等）	
まちづくり局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）	
建設緑政局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）	
港湾局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	
臨海部国際戦略本部	連絡員（本部等との連絡調整）	
会計室	連絡員（本部との連絡調整）	

		川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
上下水道局	連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	
交通局	連絡員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供）	
病院局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	
消防局	特別警防体制	
教育委員会事務局	連絡員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等）	
市民オンブズマン事務局	連絡員（本部との連絡調整）	
選挙管理委員会事務局	連絡員（本部との連絡調整）	
監査事務局	連絡員（本部との連絡調整）	
人事委員会事務局	連絡員（本部との連絡調整）	
議会局	連絡員（本部との連絡調整、議員への情報提供）	
区役所	区本部設置体制 ( <u>区本部事務局</u> 、庶務班、情報広報班、 <u>地域支援班</u> 、保健衛生・福祉班、被災者支援班、避難班、 <u>援護班</u> 、 <u>市民館班</u> 、 <u>道路公園班</u> 、ほか必要な班)	

大雪に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応方針	動員対象
1号動員 (注意報レベル対応)	警戒体制	・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応	危機管理室 建設緑政局(連絡員、応急活動要員) 交通局(連絡員、応急活動要員) 区役所(連絡員、道路公園班) 消防局(特別警防体制)
2号動員 (警報レベル対応)	警戒体制	・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、関係する局区(帰宅困難者用一時滞在施設を開設する場合につき、当該施設の管理運営要員)
3号動員 (相当数の被害発生時の対応)	警戒本部 各部 区本部	・複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	上記応急活動等のほか、利用者安全確保利用者への情報提供 報道対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、健康福祉局(連絡員) こども未来局(連絡員) 港湾局(連絡員、応急活動要員) 教育委員会事務局(連絡員、区教育担当)
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部	・複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育委員会事務局教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(連絡員)、市民文化局(連絡員)、環境局(連絡員)、まちづくり局(連絡員)、上下水道局(連絡員)、病院局(連絡員)、その他警戒本部長が指名する局(連絡員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長 財政局(連絡員)、経済労働局(連絡員)、臨海部国際戦略本部(連絡員)、会計室(連絡員)、市民オンブズマン事務局(連絡員)、選挙管理委員会事務局(連絡員)、監査事務局(連絡員)、人事委員会事務局(連絡員)、議会局(連絡員)
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員(本部から局を通じて動員された職員)

動員数の増減については、職員の活動従事状況や安全衛生等に配慮した交代要員等の確保も含め、各局・区の判断による。  
【動員の縮小又は解除】各号について、気象警報等の解除、災害応急対策がおおむね完了した場合、又は被害の発生するおそれが解消した場合縮小、又は解除する。

## 大雪による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

(災害対策本部設置時においては川崎市災害対策本部規程による)

	災害警戒体制（1号配備・2号配備） 大雪注意報・警報レベル対応	災害警戒本部（3号配備） 相当数の被害発生時の対応
危機管理室	警戒体制の班（ <u>指揮、立案、情報発信、情報収集等指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当</u> ）	警戒体制の班（ <u>指揮、立案、情報発信、情報収集等指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当</u> ）
健康福祉局		連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）
こども未来局		連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）
建設緑政局	連絡員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）	連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）
港湾局		連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・期間との連絡調整） 応急活動要員（臨港道路等港湾施設の管理保全、施設利用者の安全確保）
交通局	連絡員（危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）	連絡員（危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）
消防局	特別警防体制	特別警防体制
教育委員会事務局		連絡員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）
区役所	連絡員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等）	区本部設置体制 （ <u>区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、避難班、援護班、市民館班、道路公園班、ほか必要な班</u> ）
その他の局	施設の管理運営要員（2号動員）（一時滞在施設を開設することとなった場合）	管理運営要員（一時滞在施設を開設することとなった場合）

## 大雪による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

(災害対策本部設置時においては川崎市災害対策本部規程による)

	災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施
危機管理室	災害対策本部事務局（ <del>総務班、受援班、運用班、被災者支援班、指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、ライフライン班、物資班</del> ）	災害対策本部事務局（ <del>総務班、受援班、運用班、被災者支援班、指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、ライフライン班、物資班</del> ）、本部事務局員、本部連絡員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集
総務企画局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等） 対応要員：庁舎の被害確認、輸送（公用車） 対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
財政局	連絡員（本部等との連絡調整） <del>市税事務所隊（区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援）</del>	
市民文化局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）	
経済労働局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）	
環境局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等）	
健康福祉局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）	
こども未来局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等）	
まちづくり局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）	
建設緑政局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）	
港湾局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	
臨海部国際戦略本部	連絡員（本部等との連絡調整）	
会計室	連絡員（本部との連絡調整）	

		川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
上下水道局	連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	
交通局	連絡員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供）	
病院局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	
消防局	特別警防体制	
教育委員会事務局	連絡員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	
市民オンブズマン事務局	連絡員（本部との連絡調整）	
選挙管理委員会事務局	連絡員（本部との連絡調整）	
監査事務局	連絡員（本部との連絡調整）	
人事委員会事務局	連絡員（本部との連絡調整）	
議会局	連絡員（本部との連絡調整、議員への情報提供）	
区役所	区本部設置体制 （ <u>区本部事務局</u> 、庶務班、情報 <u>広報班</u> 、 <u>地域支援班</u> 、保健衛生・福祉班、被災者支援班、避難班、援護班、 <del>市民館班</del> 、道路公園班、ほか必要な班）	

修正後

種類	基準要素/警戒レベル	注意報	警報
大雨	表面雨量指数	10以上	15以上
	土壌雨量指数	65以上	113以上
	警戒レベル	2	3相当
洪水	流域雨量指数	平瀬川流域 11.5 以上	平瀬川流域 14.4 以上
		二ヶ領本川流域 8.1 以上	二ヶ領本川流域 10.2 以上
		三沢川流域 8.6 以上	三沢川流域 10.8 以上
		矢上川流域 10.8 以上	矢上川流域 13.6 以上
		有馬川流域 4 以上	有馬川流域 5 以上
		麻生川流域 6 以上	麻生川流域 7.5 以上
		五反田川流域 5.8 以上	五反田川流域 7.3 以上
	二ヶ領用水流域 3.2 以上	二ヶ領用水流域 4.1 以上	
複合基準	多摩川流域=(6,37.9)以上*1	-	
指定河川洪水 予報による基準	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕	
	警戒レベル	2	3相当
大雪	12 時間降雪の深さ	5cm 以上	10cm 以上
暴風	平均風速	-	25m/s 以上
強風	平均風速	12m/s 以上	-
暴風雪	平均風速	-	25m/s 以上 雪を伴う
風雪	平均風速	12m/s 以上 雪を伴う	-
波浪	有義波高	1.5m 以上	3m 以上
高潮	潮位	東京湾平均海面上 1.4m 以上	東京湾平均海面上 2.6m 以上
	警戒レベル	2もしくは3相当*2	4相当
雷		落雷等により被害が予想される場合	-
融雪		*3	-
濃霧	視程	陸上 100m 以下 海上 500m以下	-
なだれ		*3	-
乾燥		最小湿度 35% 実効湿度55%以下	-
低温	最低気温	夏期:16℃以下が数日継続 冬期:-5℃以下	-
霜	最低気温	4℃以下	-
着氷・着雪		(発表期間は原則として4月1日~5月20 著しい着氷(雪)が予想される場合	-
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100 mm	

- \*1(表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値をあらわしている。
- \*2高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、警戒レベル2である。
- 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当する。
- \*3 現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。

修正前

種類	基準要素	注意報	警報
大雨	表面雨量指数	10以上	15以上
	土壌雨量指数	65以上	113以上
洪水	流域雨量指数	平瀬川流域 7.8 以上	平瀬川流域 9.8 以上
		二ヶ領本川流域 7.2 以上	二ヶ領本川流域 9 以上
		三沢川流域 7.2 以上	三沢川流域 10.8 以上
		矢上川流域 10.8 以上	矢上川流域 13.6 以上
		有馬川流域 4 以上	有馬川流域 5 以上
		麻生川流域 6 以上	麻生川流域 7.5 以上
		複合基準	多摩川流域=(6,37.9)以上*1
	指定河川洪水 予報による基準	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕
大雪	12 時間降雪の深さ	5cm 以上	10cm 以上
暴風	平均風速	-	25m/s 以上
強風	平均風速	12m/s 以上	-
暴風雪	平均風速	-	25m/s 以上 雪を伴う
風雪	平均風速	12m/s 以上 雪を伴う	-
波浪	有義波高	1.5m 以上	3m 以上
高潮	潮位	東京湾平均海面上 1.4m 以上	東京湾平均海面上 2.6m 以上
雷		落雷等により被害が予想される場合	-
融雪		*2	-
濃霧	視程	陸上 100m 以下 海上 500m以下	-
なだれ		*2	-
乾燥		最小湿度 35% 実効湿度55%以下	-
低温	最低気温	夏期:16℃以下が数日継続 冬期:-5℃以下	-
霜	最低気温	4℃以下	-
着氷・着雪		(発表期間は原則として4月1日~5月20 著しい着氷(雪)が予想される場合	-
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100 mm	

- \*1(表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値をあらわしている。
- \*2 現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。



修正後

1 洪水予報の種類と発表基準

種類	水位	レベル	市町村・住民に求める行動
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	氾濫の発生	5	逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難指導
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	4 (危険)	市町村：避難勧告等の発令を判断→発令 住 民：避難行動
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	避難判断水位	3 (警戒)	市町村：避難準備情報の発令を判断→発令 住 民：要援護者の避難行動を支援
氾濫注意情報 (警戒レベル2)	氾濫注意水位	2 (注意)	住 民：氾濫に関する情報に注意 水防団：水防警報に基づき出動
	水防団待機水位	1	水防団待機

2

修正前

1 洪水予報の種類と発表基準

種類	水位	レベル	市町村・住民に求める行動
氾濫発生情報	氾濫の発生	5	逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難指導
氾濫危険情報	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	4 (危険)	市町村：避難勧告等の発令を判断→発令 住 民：避難行動
氾濫警戒情報	避難判断水位	3 (警戒)	市町村：避難準備情報の発令を判断→発令 住 民：要援護者の避難行動を支援
氾濫注意情報	氾濫注意水位	2 (注意)	住 民：氾濫に関する情報に注意 水防団：水防警報に基づき出動
	水防団待機水位	1	水防団待機



4 京浜港台風対策協議会

京浜港（川崎区・横浜区）における台風等における海難事故を防止し、  
 ～（省略）～、必要な措置を協議し、必要な措置を講じる。

警戒体制

区 分	実 施 事 項
<p>第1警戒体制                      (準備体制及び走錨                      対策強化)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在港船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。</li> <li>2 荷役中止基準を厳守すること。また、荷役中の船舶にあつては天候急変に備え、荷役を中止できるように準備すること。</li> <li>3 木材水上荷卸し及びいかだ運航は中止基準を厳守すること。</li> <li>4 在港錨泊船は、VHF16chを継続聴守するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、AISの作動維持、要すれば機関のスタンバイ等を行い、嚴重な走錨海難防止対策を講じること。</li> <li>5 <u>特にJERA・東京ガス扇島 LNG パースから半径2海里の円内及びY2錨地（走錨対策強化海域 注1）錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、前記4項目の走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラストを起動し、当該パース等への衝突を防止すること。</u></li> <li>6 在港係留船舶は、各岸壁の避難基準に従い対応し、荒天のため出港不可となる状況避けるため、余裕を持った行動をとること。</li> <li>7 万一に備え、タグボートの手配ができるよう連絡体制を確立すること。</li> </ol>
<p>第2警戒体制                      (避難体制及び走錨                      対策強化)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶は荒天準備を完了し、嚴重な警戒体制をとること。</li> <li>2 避難対象船舶（注2）は、原則として防波堤外に避難すること（但し防波堤外に避難することが適当でない判断される船舶は、係留強化を行う等、十分な安全対策をとること）。</li> <li>3 避難対象船舶以外の船舶は河川・運河その他の安全な場所へ避難すること。</li> <li>4 木材・作業用資器材の流出防止措置を完了し、嚴重な警戒体制をとること。</li> <li>5 <u>特にJERA・東京ガス扇島 LNG パースから半径2海里の円内及びY2錨地（走錨対策強化海域 注1）錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラストを起動し、当該パース等への衝突を防止すること。</u></li> </ol>
<p>入港制限</p>	<p>総トン数1,000トン以上の船舶は入港しないこと。（ただし、旅客が乗船中の客船・フェリーにあつては、この限りでない。）</p>

<p>錨泊自粛</p>	<p><u>1 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域（注3）に錨泊しないこと。</u></p> <p><u>2 東京国際空港（羽田空港）周辺の錨泊制限海域に錨泊中の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。</u> ただし、次の船舶を除く。</p> <p>① <u>人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用務のため、やむを得ず、錨泊制限海域で錨泊する船舶。</u></p> <p>② <u>船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域で錨泊する船舶。</u></p> <p>③ <u>前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。</u></p>
-------------	--

**注1 走錨対策強化海域**

1 東京ガス扇島 LNG パース灯（北緯 35 度 27 分 43 秒、東経 139 度 43 分 8 秒）及び JERA 扇島 LNG パース灯（北緯 35 度 28 分 15 秒 東経 139 度 44 分 20 秒）を中心とする半径 2 海里の円内海面のうち、次の（1）から（5）の地点までを順次結んだ線以南の海面。

ただし、横浜航路、鶴見航路、陸岸並びに京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

（1）北緯 35 度 29 分 25 秒 東経 139 度 46 分 19 秒（東扇島防波堤）。

（2）北緯 35 度 27 分 52 秒 東経 139 度 42 分 46 秒（JFE スチール東日本製鉄所扇島護岸）。

（3）横浜大黒防波堤東灯台（北緯 35 度 27 分 24 秒 東経 139 度 42 分 25 秒）。

（4）北緯 35 度 27 分 16 秒 東経 139 度 42 分 2 秒（大黒ふ頭先端緑地護岸）。

（5）北緯 35 度 26 分 29 秒 東経 139 度 41 分 14 秒（本牧ふ頭防波堤）。

2 上記 1 の海面を除く Y2 錨地。

**注2 防波堤外避難対象船舶**

原則として次に掲げる船舶とする。但し、防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶を除く。

- 1 総トン数 1,000 トン以上の危険物積載タンカー。
- 2 高乾舷船。（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等。）
- 3 風浪から比較的遮へいされるパース以外のパースに係留している総トン数 1,000 トン以上の船舶。

**注3 錨泊制限海域**

次の地点を結んだ線及び陸岸（護岸を含む）並びに京浜大橋で囲まれた海面のうち、東京西航路及び川崎航路を除く海面。

1 大井コンテナふ頭岸壁（北緯 35 度 36 分 17 秒、東経 139 度 45 分 59 秒）と青海コンテナふ頭岸壁（北緯 35 度 36 分 27 秒、東経 139 度 46 分 56 秒）を結んだ線

2 青海コンテナふ頭南西端（北緯 35 度 36 分 7 秒、東経 139 度 47 分 12 秒）と中央防波堤内側埋立地北西端（北緯 35 度 35 分 44 秒、東経 139 度 47 分 25 秒）を結んだ線

- 3 中央防波堤内側埋立地南西端（北緯 35 度 35 分 38 秒、東経 139 度 47 分 29 秒）と中央防波堤外側埋立地北西端（北緯 35 度 35 分 34 秒、東経 139 度 47 分 36 秒）を結んだ線
- 4 中央防波堤外側埋立地 D ブロック護岸上（北緯 35 度 34 分 47 秒、東経 139 度 49 分 30 秒）、北緯 35 度 34 分 16 秒、東経 139 度 51 分 23 秒の地点、北緯 35 度 32 分 52 秒、東経 139 度 52 分 10 秒の地点、北緯 35 度 31 分 8 秒、東経 139 度 51 分 22 秒の地点、北緯 35 度 29 分 54 秒、東経 139 度 49 分 57 秒の地点、北緯 35 度 29 分 15 秒、東経 139 度 48 分 9 秒の地点、北緯 35 度 29 分 36 秒、東経 139 度 47 分 5 秒の地点、浮島 2 期埋立地処分場護岸上（北緯 35 度 30 分 44 秒、東経 139 度 48 分 5 秒）を結んだ線
- 5 京浜港川崎区所在の浮島町北側護岸上（北緯 35 度 31 分 37 秒、東経 139 度 47 分）と東京国際空港（羽田空港）南西端（北緯 35 度 31 分 56 秒、東経 139 度 47 分 42 秒）を結んだ線
- 6 東京国際空港（羽田空港）北側護岸北西端（北緯 35 度 34 分 8 秒、東経 139 度 6 分 16 秒）と京浜島東側護岸（北緯 35 度 34 分 7 秒、東経 139 度 46 分 8 秒）を結んだ線
- 7 東海 3 丁目南東端（北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 45 分 45 秒）と城南島西端（北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 46 分）を結んだ線
- 8 城南島北端（北緯 35 度 35 分 14 秒、東経 139 度 46 分 40 秒）と大井食品ふ頭東端（北緯 35 度 35 分 25 秒、東経 139 度 46 分 36 秒）を結んだ線

（本章末資料 京浜港台風対策等情報連絡経路（川崎区））

（資料編 京浜港台風対策協議会会則）



## 京浜港台風対策等情報連絡経路(川崎区)

川崎海上保安署  
Tel 044-266-0118 Fax 044-266-1613



※保安署からの情報伝達は、一斉同報FAXにより全社へ一括FAXされますので、他社への連絡は必要ありません。

※各社とも台風対策等の情報入手後、直ちに在港船舶等の関係先へ連絡してください。

旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所
東海運(株)川崎船舶営業所
出光ルブテクノ(株)
小野建(株)東京支店川崎センター(株)上組東京支店川崎センター)
川崎ターミナル(株)千鳥事業所
川崎化成工業(株)川崎工場
川崎市港湾局川崎港管理センター港営課
港湾建設企業グループ(東亜建設工業(株)横浜支店川崎作業所)
(株)三協
(株)三和マリン
JFEスチール(株)東日本製鉄所(京浜地区)
JFE物流(株)
(有)ジェー・シー・ティ・エージェンシー
昭和電工(株)川崎事業所(大川)
昭和電工(株)川崎事業所(扇町)
昭和電工(株)川崎事業所(千鳥)
昭和物流(株)関東事業所
JXTGエネルギー(株)川崎事業所
JXTGエネルギー(株)川崎製油所
JXTGエネルギー(株)川崎ガスターミナル
セントラル硝子(株)川崎工場
大王製紙(株)川崎事業所
太平洋セメント(株)川崎サービスステーション
(有)チドリ海事
(株)デイ・シイ
東亜石油(株)京浜製油所

(株)JERA 川崎火力発電所
(株)JERA 東扇島火力発電所
東京油槽(株)
東京湾油送船繋船場協同組合
東西オイルターミナル(株)川崎油槽所
東神油槽船(株)
東洋埠頭(株)川崎支店
東洋埠頭(株)東扇島支店コンテナターミナル営業所
(株)日新 川崎営業所
(株)日新 川崎化成品油槽所
日清サイロ(株)鶴見事業所
日本通運(株)川崎海運支店
日本ポリエチレン(株)川崎工場
(株)ハヤシ海運
プリンス海運(株)(鈴江コーポレーション)川崎営業所
丸池海運(株)川崎支店
三井埠頭(株)
三菱ケミカル物流(株)川崎油槽所



## 第2章 避難対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、

健康福祉局、区、消防局】

風水害による人的被害の発生を未然に防止するため、災害の発生が予測される地域の住民を早期に避難させるため、必要な事項を定める。なお、災害時要援護者や地下街等に対する避難対策については、第2部予防対策の定めによるものとする。

### 第1節 避難行動（安全確保行動）の考え方【総務企画局危機管理室】

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報（以下「避難勧告等」という。）の対象とする避難行動については、避難所に移動することのみではなく、次のすべての行動を避難行動とする。

- ① 避難所への移動
- ② 安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③ 近隣の高い建物等への移動
- ④ 屋内の安全な場所への避難

但し、洪水浸水想定区域において、想定される浸水深が最上階の床の高さを上回る建物、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内の建物、及び家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内の木造建築物に居住、滞在している場合については、避難所への移動等の立ち退き避難が適切な避難行動となる

### 第2節 避難勧告等【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、健康福祉局、

消防局、区、神奈川県、横浜海上保安部、川崎海上保安署、神奈川県警、

陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部】

市長などの避難勧告等の発令の権限を有する者（以下「発令者」という。）は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報を発令し、緊急避難場所等へ避難誘導を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、居住者等に対し、屋内における避難のための安全確保措置を指示することができるものとする。

避難勧告等の判断にあたっては必要に応じ、横浜地方気象台、京浜河川事務所、京浜港湾事務所、県等に助言を求めることとするほか、発令にあたっては取るべき避難行動を直感的に理解しやすいものとするため、警戒レベルを用いることとする。

#### 1 避難勧告等

##### (1) 避難準備・高齢者等避難開始

市長は、洪水、土砂災害等が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、災害時要援護者の避難に備え避難所を開設し、避難誘導を行う。

災害時要援護者避難支援者（以下「支援者」という。）は、事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始する。また、市長及び区長は、必要に応じて、避難準備情報の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難（自主避難）することを促す。

(2) 避難勧告・指示（緊急）

発令者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告するとともに、急を要すると認めるときは、避難を指示する。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難勧告・指示（緊急）の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難勧告・指示（緊急）を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。

(3) 災害発生情報

発令者は、既に災害が発生している場合において、市民が命を守るための最善の行動をとれるよう、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、災害発生情報を発令する。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、災害発生情報の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として災害発生情報を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。

発令者一覧

発令者	勧告・指示の区分	根拠法令
市長 (水防管理者)	勧告・指示	災害対策基本法第 60 条 水防法第 29 条
警察官	指示	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	指示	災害対策基本法第 61 条
知事（又はその命を受けた者）	勧告・指示	災害対策基本法第 60 条 水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
自衛官	指示	自衛隊法第 94 条

※災害発生情報は指示に該当

2 避難勧告等の発令基準

避難勧告等の発令基準の設定は、立ち退き避難が必要な場合における避難のための準備や移動に要する時間を考慮して発令時の状況を設定する。

なお、発令基準については、おおむね次の状況であり、実況状況、予測状況、過去の災害等に基づき総合的に判断を行うものとする。

警戒 レベル		発令時の状況	住民に求められる行動
-----------	--	--------	------------

警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生が高まった状況	要援護者等は、避難行動を開始 要援護者以外の住民のうち、各種ハザードマップで危険区域に該当している地域は、防災気象情報に注意を払い、自主的に避難行動を開始
警戒レベル4	避難勧告	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生が明らかに高まった状況	近くの指定避難所等への立ち退き避難、立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合は、近隣の安全な場所への避難や、屋内の安全な場所への避難を開始
	避難指示(緊急)	前兆現象の発生等切迫した状況から、災害の発生が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等地域の特性等から災害の発生が非常に高いと判断された状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了 避難していない住民は、直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に余裕がない場合は、近隣の安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所等に避難するなど、生命を守る最低限の行動を完了
警戒レベル5	災害発生情報	既に災害が発生している状況	命を守るための最善の行動を完了

このほか、洪水、土砂災害、高潮災害については、各災害の避難勧告等の発令基準によるものとする。  
(資料編 風水害に関する避難勧告等の発令基準)

### 3 避難勧告等の内容

避難勧告等を発令する場合、避難対象となる住民に対し、次の事項を明確にし、住民の円滑な協力を得るように努める。

伝達内容	1	発令日時
	2	発令者
	3	対象地域及び対象者
	4	避難すべき理由、状況、危険の度合い
	5	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等の種別
	6	避難の時期（避難開始時期及び完了時期）
	7	避難場所
	8	避難の経路（又は、通行できない経路）
	9	住民の取るべき行動や注意事項
	10	担当者及び連絡先



川崎市地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表(令和元年度) 【別紙】表・図の新旧

頁	部	章	節	項	号	表や図の修正	修正前	修正後(案)	
177	4	18	4	2		1	(新設)	<u>救助の種類</u>	<u>川崎市地域防災計画による計画名</u>
								<u>避難所の供与</u>	第4部 第2章 避難対策
								<u>応急仮設住宅の供与</u>	第4部 第16章 応急住宅対策
								<u>食品の給与</u>	第4部 第5章 物資等の供給
								<u>飲料水の供給</u>	第4部 第5章 物資等の供給
								<u>生活必需品の給与</u>	第4部 第5章 物資等の供給
								<u>医療及び助産</u>	第4部 第4章 医療救護
								<u>被災者の救出</u>	第4部 第4章 医療救護 第4部 第12章 行方不明者の搜索、遺体の取扱い
								<u>被災した住宅の応急修理</u>	第4部 第16章 応急住宅対策
								<u>学用品の給与</u>	第4部 第13章 文教対策
								<u>埋葬</u>	第4部 第12章 行方不明者の搜索、遺体の取扱い
								<u>死体の搜索及び処理</u>	第4部 第12章 行方不明者の搜索、遺体の取扱い

## 川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正素案） への意見を募集しています

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市の附属機関である川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、震災対策編、風水害対策編、都市災害対策編及び資料編で構成されています。

この度、改正災害救助法に基づく救助実施市の指定や、避難勧告等に関するガイドラインの改定、災害対策本部等設置基準の変更等を踏まえて、「川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正素案）」を取りまとめました。川崎市地域防災計画をより良いものとするため、市民の皆様から計画の修正素案について、御意見をいただきたいと考えております。

なお、お寄せいただいた御意見については、その概要や、御意見に対する市の考え方を、後日ホームページ等で公表する予定です。

### 台風第19号に係る地域防災計画等の見直しについて

市内で大きな被害が発生した台風第19号への対応につきましては、今後の検証結果等を踏まえ、令和2年6月頃までを目途に別途見直しを行う予定としておりますので、改めて御意見を募集させていただきます。

※ お寄せいただいた御意見に対しては、個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

※ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

※ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開しません。

### ～ 御意見の提出について ～

- ◇ 募集期間 令和元年11月21日（木）～ 令和元年12月20日（金）
- ◇ 意見提出要件 市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方（個人、団体を問いません）
- ◇ 資料閲覧場所 総務企画局危機管理室、情報プラザ、各区役所、支所、出張所、図書館、市ホームページ
- ◇ 提出方法 郵送、FAX、持参、電子メール（専用フォーム）  
電子メールは、市ホームページから専用フォームを御利用ください。  
※意見提出様式についての定めはありませんが、必ず「川崎市地域防災計画（修正素案）に対する意見等」と明記してください。または、別紙の様式を御活用ください。
- ◇ 提出先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市総務企画局危機管理室  
FAX044（200）3972
- ◇ 結果の公表 いただいた御意見に関して、その概要や御意見に対する考え方についての公表は、令和2年3月下旬頃に総務企画局危機管理室（川崎市防災会議事務局）、情報プラザ、各区役所、支所、出張所、図書館、市ホームページにて行います。

問い合わせ先  
川崎市総務企画局危機管理室  
電話 044-200-2474、0337  
メール 17kiki@city.kawasaki.jp